# 平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会

## 会　期　日　程　表

| 日次 | 月　日 | 曜　日 | 本　　会　　議 | 委 員 会 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 12月　４日 | 水 | 開　会　・　提　案　理　由　説　明 | |
| 2 | 12月　５日 | 木 | 本会議なし | 議会活性化 |
| 3 | 12月　６日 | 金 | 休会（発言通告締切午後５時まで） | |
| 4 | 12月　７日 | (土) | 休　　会 | |
| 5 | 12月　８日 | (日) | | |
| 6 | 12月　９日 | 月 | | |
| 7 | 12月　10日 | 火 | | |
| 8 | 12月　11日 | 水 | 質疑・一般質問 | |
| 9 | 12月　12日 | 木 | 質疑・一般質問・委員会付託 | |
| １０ | 12月　13日 | 金 | 本会議なし | 建設経済 |
| １１ | 12月　14日 | (土) | 休　　会 | |
| １２ | 12月　15日 | (日) | | |
| １３ | 12月　16日 | 月 | 本会議なし | 福祉厚生 |
| １４ | 12月　17日 | 火 | | 総務文教 |
| １５ | 12月　18日 | 水 | | 議会運営 |
| １６ | 12月　19日 | 木 | 休　　会 | |
| １７ | 12月　20日 | 金 | 委員長報告･討論･採決･閉会 | |

# 平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会

## 目　次


第１号（12月４日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 4

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第86号～議案第103号
報告第13号～報告第18号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第86号（本多総務部長）…… 8

（２）議案第87号（本多総務部長）…… 9

（３）議案第88号（本多総務部長）…… 9

（４）議案第89号（本多総務部長）…… 10

（５）議案第90号（本多総務部長）…… 10

（６）議案第91号（本多総務部長）…… 10

（７）議案第92号（本多総務部長）…… 11

（８）議案第93号（有働市民福祉部長）…… 11

（９）議案第94号（有働市民福祉部長）…… 12

(10) 議案第95号（栃原農林部長）…… 12

(11) 議案第96号（緒方建設部長）…… 13

(12) 議案第97号（本多総務部長）…… 13

(13) 議案第98号（坂梨市民福祉部次長）…… 14

(14) 議案第99号（宮本水道局長）…… 15

(15) 議案第100号（栃原農林部長）…… 16

(16) 議案第101号（池田副市長）…… 16

(17) 議案第102号（池田副市長）…… 16

(18) 議案第103号（池田副市長）…… 16

(19) 報告第13号（本多総務部長）…… 16

(20) 報告第14号（栃原農林部長）…… 17
(21) 報告第15号（幸村環境部長）…… 18
(22) 報告第16号（幸村環境部長）…… 18
(23) 報告第17号（栃原農林部長）…… 19
(24) 報告第18号（栃原農林部長）…… 19
10. 散　会 …… 20

第２号（12月11日）

１．議事日程 …… 23
２．本日の会議に付した事件 …… 23
３．出席議員 …… 24
４．説明のため出席した者 …… 24
５．事務局職員出席者 …… 25
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 26
（１）太田黒　鐵郎君質疑 …… 26
〇緒方建設部長答弁 …… 26
（２）太田黒　鐵郎君質疑 …… 27
〇緒方建設部長答弁 …… 27
（３）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 28
〇中嶋市長答弁 …… 29
（４）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 30
〇中嶋市長答弁 …… 31
（５）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 34
（６）服部　香代君一般質問 …… 36
〇中嶋市長答弁 …… 37
（７）服部　香代君一般質問 …… 38
〇堀田教育長答弁 …… 39
（８）服部　香代君一般質問 …… 40
〇木村教育部長答弁 …… 41
（９）服部　香代君一般質問 …… 42
〇木村教育部長答弁 …… 43
(10) 服部　香代君一般質問 …… 44
(11) 冨田　弘海君一般質問 …… 45
〇本多総務部長答弁 …… 46

(12) 冨田　弘海君一般質問 …… 47
(13) 北原　昭三君一般質問 …… 48
○有働市民福祉部長答弁 …… 48
(14) 北原　昭三君一般質問 …… 49
○有働市民福祉部長答弁 …… 50
(15) 北原　昭三君一般質問 …… 50
○有働市民福祉部長答弁 …… 51
(16) 北原　昭三君一般質問 …… 51
○早田総務部次長答弁 …… 52
○木村教育部長答弁 …… 52
(17) 北原　昭三君一般質問 …… 53
○早田総務部次長答弁 …… 54
(18) 北原　昭三君一般質問 …… 55
○有働市民福祉部長答弁 …… 56
(19) 北原　昭三君一般質問 …… 57
○有働市民福祉部長答弁 …… 58
(20) 北原　昭三君一般質問 …… 58
○有働市民福祉部長答弁 …… 59
(21) 北原　昭三君一般質問 …… 60
○戸次商工観光部長答弁 …… 60
(22) 北原　昭三君一般質問 …… 61
○戸次商工観光部長答弁 …… 62
(23) 北原　昭三君一般質問 …… 63
○中嶋市長答弁 …… 64
(24) 横手　啓介君一般質問 …… 65
○栃原農林部長答弁 …… 66
○戸次商工観光部長答弁 …… 67
(25) 横手　啓介君一般質問 …… 68
○戸次商工観光部長答弁 …… 69
(26) 横手　啓介君一般質問 …… 70
7．散　会 …… 71

第３号（12月12日）

1．議事日程 …… 75

２．本日の会議に付した事件 …… 76
３．出席議員 …… 76
４．説明のため出席した者 …… 76
５．事務局職員出席者 …… 77
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 78
（１）芹川　正美君一般質問 …… 78
〇栃原農林部長答弁 …… 79
（２）芹川　正美君一般質問 …… 80
〇本多総務部長答弁 …… 80
（３）芹川　正美君一般質問 …… 82
〇熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 82
（４）芹川　正美君一般質問 …… 83
（５）吉本　政幸君一般質問 …… 84
〇有働市民福祉部長答弁 …… 85
〇木村教育部長答弁 …… 85
（６）吉本　政幸君一般質問 …… 86
〇有働市民福祉部長答弁 …… 88
〇戸次商工観光部長答弁 …… 88
（７）吉本　政幸君一般質問 …… 89
〇有働市民福祉部長答弁 …… 90
（８）池田　誠一君一般質問 …… 91
〇中嶋市長答弁 …… 92
（９）池田　誠一君一般質問 …… 93
〇中嶋市長答弁 …… 94
(10) 池田　誠一君一般質問 …… 95
〇中嶋市長答弁 …… 96
(11) 池田　誠一君一般質問 …… 96
〇堀田教育長答弁 …… 97
(12) 池田　誠一君一般質問 …… 98
〇木村教育部長答弁 …… 101
〇堀田教育長答弁 …… 102
(13) 池田　誠一君一般質問 …… 103
〇中嶋市長答弁 …… 103
(14) 池田　誠一君一般質問 …… 104

(15) 永田　紘二君質疑 …… 105
○有働市民福祉部長答弁 …… 105
(16) 永田　紘二君質疑 …… 105
○有働市民福祉部長答弁 …… 106
(17) 永田　紘二君質疑 …… 106
○有働市民福祉部長答弁 …… 107
(18) 永田　紘二君一般質問 …… 107
○木村教育部長答弁 …… 108
(19) 永田　紘二君一般質問 …… 109
○木村教育部長答弁 …… 109
(20) 永田　紘二君一般質問 …… 110
○堀田教育長答弁 …… 111
(21) 永田　紘二君一般質問 …… 112
○本多総務部長答弁 …… 113
(22) 永田　紘二君一般質問 …… 114
○本多総務部長答弁 …… 114
(23) 永田　紘二君一般質問 …… 115
7．日程第２　委員会付託 …… 116
8．散　会 …… 116

第４号（12月20日）

1．議事日程 …… 119
2．本日の会議に付した事件 …… 119
3．出席議員 …… 120
4．欠席議員 …… 121
5．説明のため出席した者 …… 121
6．事務局職員出席者 …… 122
7．日程第１　議案第86号～議案第103号
陳情第３号 …… 123
8．各委員長の報告 …… 124
（1）建設経済常任委員長報告 …… 124
（2）福祉厚生常任委員長報告 …… 125
（3）総務文教常任委員長報告 …… 125
9．質　疑 …… 127

10. 討　論 …… 127
11. 採　決 …… 127
12. 日程追加　日程第２　議員提出議案第２号
意見書案第４号 …… 129
13. 提案理由の説明 …… 129
議員提出議案第２号（藤原　豊君）…… 129
14. 意見書案第４号（職員朗読）…… 132
15. 質　疑 …… 132
16. 討　論 …… 132
17. 採　決 …… 133
18. 閉　会 …… 133

１２月４日(水曜日)

# 平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議　事　日　程（第１号）

平成25年12月４日（水曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第86号　専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））

議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例

議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例

議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））

議案第101号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第102号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第103号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第13号　専決処分の報告について

報告第14号　専決処分の報告について

報告第15号　専決処分の報告について

報告第16号　専決処分の報告について

報告第17号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について

報告第18号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（20名）**

| | |
|---|---|
| 1番 | 服部香代君 |
| 2番 | 冨田弘海君 |
| 3番 | 永田　健君 |
| 4番 | 稲葉　昇君 |
| 5番 | 冨丸洋一郎君 |
| 6番 | 藤本峰秀君 |
| 7番 | 北原昭三君 |
| 8番 | 芹川正美君 |
| 9番 | 藤原　豊君 |
| 10番 | 平井邦廣君 |
| 11番 | 吉本政幸君 |
| 12番 | 池田誠一君 |
| 13番 | 堀　茂幸君 |
| 14番 | 永田紘二君 |
| 15番 | 横手啓介君 |
| 16番 | 藤原　弘君 |
| 17番 | 太田黒鐵郎君 |
| 18番 | 丸山寛治君 |
| 19番 | 寺崎勇児君 |
| 20番 | 丸山康昭君 |

○

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 有働　博君 |
| 農林部長 | 栃原栄一君 |
| 商工観光部長 | 戸次由夫君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 幸村英星君 |

| | |
|---|---|
| 山鹿市民医療センター<br>事務部長兼総務課長 | 荒　木　　隆　君 |
| 教　育　部　長 | 木　村　厚　男　君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 米加田　純　正　君 |
| 総務部次長兼秘書課長 | 早　田　弘　隆　君 |
| 市民福祉部次長 | 坂　梨　真　樹　君 |
| 山鹿市民医療センター<br>事務次長兼経理課長 | 飯　田　啓　詩　君 |
| 建設部次長 | 原　　弘　文　君 |
| 水　道　局　長 | 宮　本　　稔　君 |
| 職　員　課　長 | 阿蘇品　貴　司　君 |
| 子育て支援課長 | 大　森　健　司　君 |
| 農林企画課長 | 吉　里　明　弘　君 |
| 農林整備課長 | 竹　田　吉　郎　君 |
| 商　工　課　長 | 冨　田　龍　也　君 |
| 観　光　課　長 | 早　田　順　二　君 |
| 監査事務局長兼選管事務局長 | 緒　方　　栄　君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 首席審議員兼議会事務局長 | 奥　村　正　文　君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡　邊　義　明　君 |
| 議　事　係　長 | 小　山　　天　君 |
| 書　　記 | 高　木　善　彦　君 |

○

午前10時00分　開会

○

**○議長（藤原　弘君）**

ただいまから平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので今年も残すところ一月ほどとなりました。この１年を振り返ってみますと、まず、国の動向として７月の環太平洋パートナーシップ協定交渉、いわゆるＴＰＰ交渉への正式参加や、安倍首相による10月の消費税引き上げ表明といった国民生活に直結する大きな政策の方向性が示されました。また、気象的には７月末の山陰地方の豪雨、８月上旬の東北から北海道にかけての豪雨、そして、10月上旬の伊豆大島を中心とした関東地方への台風26号襲来など、大きな自然災害の発生がありました。一方、明るいニュースとしましては、６月に日本の象徴ともいうべき富士山が世界遺産に登録されました。また、９月には2020年夏季オリンピックの開催都市が東京に決定されました。どちらもまさに国民的慶事であり、国民の一人として大きな喜びを感じた次第であります。

さて、本市に目を向ければ、３月末日をもちまして山鹿地区において川辺小学校と川辺幼稚園が、鹿北地区において岳間小学校、岩野小学校、広見小学校が、それぞれの伝統とともに閉校・閉園し、そして４月１日、新生山鹿小学校、新生鹿北小学校として新たな伝統に向かいスタートを切ったところであります。

また、直近では皆様ご案内のとおり、本市の誇りである山鹿灯籠が伝統的工芸品として国の指定を受けることになりました。正式には来年１月のことになると思われますが、大変めでたく、市民の皆様とともに喜びたいと思います。

来年は、新山鹿市として10年目という一つの節目の年を迎えます。本市の有する行政課題解決に向け、よりスピーディーに、より効率・効果的に取り組み、「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」の実現に向け、一歩一歩着実な前進を図りたいと思っておりますので、今後とも皆様のご支援とご協力、お願い申し上げる次第であります。

本定例会においては、ご審議いただきます議案は、条例10件、予算４件、人事案

件３件、その他１件であります。

これらの諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。大変お世話になります。

○

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（藤原　弘君）**

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において藤原　豊君、平井　邦廣君を指名いたします。

○

**日程第２　会期の決定**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

○

**日程第３　議案第86号～議案第103号**
**報告第13号～報告第18号**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第３、議案第86号から報告第18号までの全案件を一括議題といたします。

○

**議案第86号　専決処分の承認を求めることについて**
**（平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））**

**議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例**

**議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例**

**議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例**

**議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例**

議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））
議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第103号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
報告第13号　専決処分の報告について
報告第14号　専決処分の報告について
報告第15号　専決処分の報告について
報告第16号　専決処分の報告について
報告第17号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第18号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

おはようございます。

議案第86号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、職員の職務上の過失による物損事故に係る損害賠償の額について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）を専決第８号として、10月１日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

３ページをお開きください。

第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に38万7000円を追加し、総額を284億1829万7000円とするものであります。

10ページをお開きください。

３　歳出、（款）総務費、（目）税務総務費の補正額38万7000円は、固定資産評価の実地調査において職員が誤って評価家屋の一部を破損させたことによる賠償金で

あります。なお、財源は全国市長会（市民総合賠償補償保険）であります。今回の事故は、職員の不注意により発生したものであります。今後、再発防止策の徹底等を図ってまいります。

よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、新庁舎の建設にあわせ、簡素かつ効率的な市行政の運営を図るため、行政組織の改編等をする必要があり、山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の改正を行うものです。

第１条は、山鹿市部設置条例の改正でございます。市長部局における現在の総務部を含む６部体制につきまして、市民福祉部を市民部と福祉部に分割、農林部と商工観光部を統合して経済部に。環境部を分割の上、市民部と建設部に統合することで５部体制に改めるものであります。

次に、各部の事務分掌を記載のとおりとするものでございます。

第２条は、山鹿市支所設置条例の改正でございます。各総合支所につきましては、合併後、おおむね10年をめどに総合支所方式から本庁方式へ移行することとされており、これまで段階的に業務の整理統合、本庁への移行等を行ってきました。本年度の鹿本総合支所の改修をもちまして、すべての支所の市民センター化へ向けた改修が完了しますことから、行政組織の改編にあわせ、総合支所を市民センターとし、それぞれの名称を改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するとともに、あわせて関係条例についての改廃を行うものです。

続きまして、議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、定員管理の適正化等を図るため、職員の定数を改正する必要があり、提案するものです。

まず、今回の組織改編におきまして、子育て支援課で所掌しております保育園を含む事務の大半を教育委員会へ移管することとしております。また、これまでの定員適正化計画の着実な実行によりまして、普通会計職員を合計で165人削減しており、今後の定員管理の適正化を図る上から、この実績を反映させた職員定数の見直しを行うものでございます。

以上の理由から、同条例第２条第１号の市長の事務部局の職員については、組織改編に伴う教育委員会への異動分と職員削減の実績分を、現行の職員定数580人から差し引き385人に改め、また同条第４号の教育委員会の事務局の職員等にあって

は、現行の職員定数130人に組織改編に伴う市長部局からの異動分を加え、職員削減の実績分を差し引きました160人に改めるものです。

附則といたしまして、この平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、国家公務員の給与制度が改正されたことにかんがみ、55歳を超える職員の昇給の抑制措置を講ずる等のため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

主な内容としまして、まず、55歳を超える職員については勤務成績が極めて良好、特に良好である場合に限り昇給を行い、標準の成績では昇給を行わないこととするものです。

次に、勤務１時間当たりの給与額の計算に用います年間の勤務時間につきまして、規則で定めるところにより、祝祭日や年末年始の休日に相当する勤務時間数を差し引くことができることとするものです。

その他、所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するとともに、あわせて関係条例の改正を行うものです。

続きまして、議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、地域主権改革第３次一括法の施行による地方公務員法の改正に伴いまして、高齢者部分休業の対象となる高年齢職員の年齢を定めるため提案するものです。内容といたしましては、１週間の勤務時間の一部を休業しつつ、定年まで勤務を可能とする高齢者部分休業につきまして、その対象となる高年齢職員の年齢を55歳と定めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、国家公務員の退職手当制度が改正されたことにかんがみ、本市の職員の退職手当に関し、定年前早期退職者に対する特例措置の拡充を図るとともに、早期退職募集制度の手続を定めるため提案するものです。

主な内容は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の割合について、定年前１年につき現行の100分の２を100分の３に改めるとともに、その対象者を勤続25年以上の者から勤続20年以上の者に、また、年齢につきましても定年退職前10年内から定年退職前15年内の者に改めるものです。

その他、早期退職者の募集及び認定に関する手続等、所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、現在の低金利の状況にかんがみ、平成25年３月30日に地方税法の改正が行われ、平成26年１月１日以降の地方税の延滞金が引き下げられることを踏まえまして、本市の税外収入に係る延滞金について引き下げを行う必要があり、提案するものです。なお、４つの関係条例につきまして、改正の趣旨が同じであるため、あわせて提案をいたしております。

主な改正点について申し上げます。

第１条の山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、税外収入に係る延滞金について、現行の年14.6％を9.3％に、納期限後１カ月以内の場合、現行の年4.3％を３％に引き下げるものでございます。

第２条の山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金について、第３条の山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険料に係る延滞金について、第４条の山鹿市下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、下水道受益者負担金に係る延滞金について、それぞれ同様の引き下げを行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年１月１日から施行するとともに、必要な経過措置を定めております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

おはようございます。

議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

現在、山鹿市では公立保育園再編整備計画に基づき、子どものよりよい発達を促すために適正規模での年齢別保育を基本とする保育環境の整備を行っており、今後も児童がふえる見込みのない公立保育園については廃止とする方針を定めております。この方針に基づき、平成26年３月末をもって、内田保育園、菊鹿中央保育園の

２園を廃止することに伴い、条例の一部を改正する必要があり提案するものであります。

保育園の名称及び位置について定める別表中より、廃止する２保育園を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

母子家庭等医療費助成制度は、母子家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、その医療費を助成するものです。この助成制度の対象者として、これまでの一人親家庭に加えて、父または母の配偶者が配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、通称ＤＶ防止法による保護命令を受けた場合もその支給対象とすることといたしております。今回、この根拠法となる法律の名称が改められたことに伴い、条例の改正を行う必要があり、提案するものであります。

法律の改正内容は、従来から対象とされていた配偶者からの暴力及びその被害者に加えて、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も対象とされ、法律の名称に、「等」の一文字が加えられたものでございます。

条例の改正は、用語の定義を行う第２条において、その第１項、母子家庭の母を規定する引用法令名を、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律へ改めるものでございます。

附則といたしまして、ＤＶ防止法改正施行日の平成26年１月３日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

**○農林部長（栃原　栄一君）**

おはようございます。

議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、事業の施行により特に利益を受ける者より徴収することとなっております。

第２条、分担金の徴収範囲の（２）に、公共的要素の高い排水機場の事業に係る分担金は、徴収しないことを追加するものです。

続きまして、（３）農業用施設の新設及び改良に関する事業を、農業用施設の整

備に関する事業に改め、その事業に係る分担金の総額の割合を10％以内において、かつ事業の種類に応じて、規則で割合を定めるものです。

本案は、分担金を徴収する事件を明確にするため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

**○建設部長（緒方　淳一君）**

おはようございます。

議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、条例を改正する必要があり、条文の整備を行うものです。

改正内容につきましては、第６条第２項第８号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めるものです。

今回の改正にあたり、今までの入居資格について、婚姻関係とした入居条件を、生活の根拠をともにし、共同生活する事実婚者も認めるよう、改正するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年１月３日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

**○総務部長（本多　隆文君）**

議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明いたします。

１ページをお開きください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億2460万6000円を追加し、総額を285億4290万3000円とするものであります。

補正予算の主なものにつきまして、ご説明いたします。

12ページをお開きください。

（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費の中にあります管理経費573万3000円は、平成21年４月１日をもって譲渡いたしました養護老人ホーム寿楽荘、清楽園に係るアスベスト除去費用であります。

次の、（目）児童福祉総務費の補正額は683万1000円であります。保育環境整備事業204万1000円は、鹿北地区統合保育園の新設に係る建設候補地の鑑定評価を行うものであります。

次の、子ども・子育て支援事業479万円は、平成27年度施行予定の子ども子育て関連三法に係る電算システムを構築するものであります。

13ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業総務費の補正額44万1000円は、市有地採石場に係る賃借権確認等請求事件が結審したことに伴う成功報酬であります。

14ページをお開きください。

（款）消防費、（目）災害対策費の補正額430万8000円は、熊本県自主防災組織設立促進活動活性化事業補助金交付要綱を受けて自主防災組織の設立促進を図るものであります。

15ページをお願いします。

（款）教育費、（目）小学校管理費の補正額587万5000円の中には、県道方保田山鹿線の拡幅工事に伴う大道小学校の石室等に係る移設費450万円を計上いたしております。

以上が、歳出予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

坂梨市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　坂梨　真樹君　登壇］

**○市民福祉部次長（坂梨　真樹君）**

おはようございます。

議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条、歳入歳出予算の総額に１億5417万2000円を追加し、総額を61億8993万7000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出予算の事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額393万8000円は、職員の会計間異

動等に伴う人件費の補正を行うものです。財源は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費の補正額１億4582万円は、要介護認定者が利用した介護サービス費の増加に伴う、給付費の補正を行うものです。財源は、国県支出金、一般会計繰入金及び介護保険料でございます。

同じく（款）保険給付費、（目）高額介護サービス費の補正額247万3000円は、１カ月の自己負担額が限度額を超えた場合に支給する高額介護サービス費の増加に伴い、補正を行うものです。財源は、国県支出金、一般会計繰入金及び介護保険料でございます。

11ページをお願いします。

（款）保険給付費、（目）市町村特別給付費の補正額178万6000円は、要介護３以上の在宅高齢者を対象に、１カ月当たり9000円を上限に、紙おむつ等を購入する費用を負担するものでございますが、対象となる利用者の増加に伴い、給付費の補正を行うものです。財源は、介護保険料でございます。

次に、（款）地域支援事業費、（目）任意事業費の補正額15万5000円は、在宅医療の推進に係る連携体制構築のための新規モデル事業、在宅医療連携拠点事業の実施に係るものです。財源は、県補助金でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

**○水道局長（宮本　稔君）**

おはようございます。

議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正予算は、人事異動に伴う会計間異動について職員給与等の調整を行うものです。当初予定していた職員数に対して１名の増員であります。

第２条、第１款　水道事業費の既決予定額に443万円を追加し、４億2783万円とするものです。また、これに伴いまして第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に443万円を追加し、6094万9000円とするものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

**○農林部長（栃原　栄一君）**

議案第100号について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房）でございます。指定管理者は、山鹿市鹿央町岩原1500番地３、鹿央農産物加工協議会。指定の期間は、平成26年４月１日から平成31年３月31日までの５年間とするものです。

以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

**○副市長（池田　永実君）**

おはようございます。

議案第101号、議案第102号及び議案第103号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括してご説明申し上げます。

この３議案は、本市の固定資産評価審査委員会委員が、平成26年３月１日をもちまして任期満了となりますので、次期の固定資産評価審査委員会委員を選任するため、次の者を地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第101号では、中山　俊治氏の任期満了に伴い、再度同氏を任命しようとするものでございます。

議案第102号では、野中　弘樹氏の任期満了に伴い、再度同氏を任命しようとするものでございます。

議案第103号では、佐野木　主税氏の任期満了に伴い、再度同氏を任命しようとするものでございます。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

**○総務部長（本多　隆文君）**

報告第13号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、職員の職務上の過失による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので、

同条第２項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成25年７月25日、午後２時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、固定資産の評価を行うため相手方家屋を実地調査していた職員が、誤って当該相手方家屋の一部を破損させたものです。

損害賠償額は、38万6400円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は、相手方に対して損害を賠償し、両者は、本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

**○農林部長（栃原　栄一君）**

報告第14号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

２ページをお願いします。

事故の発生日時は、平成25年６月４日、午前９時10分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道梶屋山内線に市道高橋石渕線が接続する交差点において、梶屋山内線を国道325号方面に直進していた相手方車両と高橋石渕線を石渕河川公園方面から進入した公用車とが衝突し、双方の車両が損傷するとともに、相手方を負傷させたものです。

損害賠償の額は27万7602円です。

和解事項といたしまして、山鹿市と相手方は、本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

**○環境部長（幸村　英星君）**

おはようございます。

報告第15号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成25年８月20日、午前９時50分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、市道宗方21号線と市道宗方６号線との交差点において、当該交差点を黄色の灯火の点滅信号で県道玉名山鹿線方面に直進していた公用車とその左側から赤色の灯火の点滅信号を無視して進入してきた相手方車両とが衝突し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は７万2000円です。

和解事項といたしまして、山鹿市及び相手方双方は、それぞれ本件事故に関する一切の賠償金として記載のとおりの金額を支払い、本和解条項に定めるほか本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

続きまして、報告第16号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

本件は、報告第15号と同一の事故に起因するもので、和解の相手方を異にするため、２本に分けて報告するものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、報告第15号と同様です。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要につきましても、報告第15号で申し上げたとおりでございますが、その車両同士の衝突の衝撃により公用車が相手方の所有する擁壁に衝突し、損傷させたものです。

損害賠償の額は４万4100円です。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し、本件事故に関する一切の賠償金として記載のとおりの金額を支払い、山鹿市と相手方は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

**○農林部長（栃原　栄一君）**

報告第17号及び第18号について、ご報告申し上げます。

市が２分の１以上出資している法人の経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、報告するものでございます。

まず、報告第17号　幸の国木材工業株式会社の経営状況でございます。

４ページをお願いします。

平成24年度の事業報告書でございます。下段に書いてありますように、売上高は前年より2.4％増の８億636万4000円となり、営業活動では1363万1000円の利益を上げ、経常利益が1077万3000円となり、当期純利益は507万1000円の決算となっております。

５ページから８ページにかけては貸借対照表、損益計算書及び販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しておりますので、ご参照お願いします。

９ページから11ページまでは平成25年度の事業計画に関する書類であります。本年度は、プレカット施設の機械疲労に伴う更新の準備を進め、装備全体の機能バランスを図り、設備効果の発揮を目指すことで、今期売上目標の達成を目指すこととされております。

続きまして、報告第18号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成24年度の事業報告書でございます。厳しい経営環境の中で、売上高は前年より4.9％減の4316万円となり、営業活動ではマイナス248万9000円、営業外収益を含めましても当期純損失は169万6000円の赤字決算となっております。

５ページから８ページにかけては、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しておりますので、ご参照お願いします。

９ページから11ページまでは、平成25年度の事業計画に関する書類であります。赤字決算という厳しい状況を踏まえ、今期の事業内容につきましては体験の充実や新商品の開発、ネットワークと連携した販路開拓、インターネット販売の取り組み、さらには遺影額及び記念額の販売促進などを重点目標として、業績の回復に努めていくとされております。

市としましては、今後、これら法人の自立経営を側面より支援しながら、幸の国木材工業に対しましては、早期民営化に向けた具体的協議を進め、また菊鹿フラワーバンクにつきましても、自立経営を促しながら、民営化を見据えた協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時45分　散会

～～～

１２月１１日(水曜日)

# 平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議　事　日　程（第２号）

平成25年12月11日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．太田黒　鐵郎

質　　疑

（１）議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

①Ｐ14　（目）住宅管理費の詳細について

一般質問

（１）市長の重点施策３本の柱について

２．服部　香代

一般質問

（１）世界女子ハンドボール選手権について

（２）全国学力・学習状況調査の公表について

（３）今後の教育委員会事業の方針について

①新入学児童支援事業について

３．冨田　弘海

一般質問

（１）地域防災計画について

４．北原　昭三

一般質問

（１）窓口業務の時間延長等について

（２）パソコンのＯＳ更新について

（３）レセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進について

（４）観光振興について

５．横手　啓介

一般質問

（１）中心市街地商店街の活性化と大型店出店について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

| | |
|---|---|
| 1番 | 服部香代君 |
| 2番 | 冨田弘海君 |
| 3番 | 永田　健君 |
| 4番 | 稲葉　昇君 |
| 5番 | 冨丸洋一郎君 |
| 6番 | 藤本峰秀君 |
| 7番 | 北原昭三君 |
| 8番 | 芹川正美君 |
| 9番 | 藤原　豊君 |
| 10番 | 平井邦廣君 |
| 11番 | 吉本政幸君 |
| 12番 | 池田誠一君 |
| 13番 | 堀　茂幸君 |
| 14番 | 永田紘二君 |
| 15番 | 横手啓介君 |
| 16番 | 藤原　弘君 |
| 17番 | 太田黒鐵郎君 |
| 18番 | 丸山寛治君 |
| 19番 | 寺崎勇児君 |
| 20番 | 丸山康昭君 |

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 有働　博君 |
| 農林部長 | 栃原栄一君 |
| 商工観光部長 | 戸次由夫君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 幸村英星君 |
| 山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長 | 荒木　隆君 |

| | |
|---|---|
| 教育部長 | 木村厚男君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 米加田純正君 |
| 総務部次長兼秘書課長 | 早田弘隆君 |
| 市民福祉部次長 | 坂梨真樹君 |
| 建設部次長 | 原　弘文君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 教育部首席教育審議員 | 熊野　浩君 |
| 企画課長 | 大林秀樹君 |
| 国保年金課長 | 野田修誠君 |
| 農林企画課長 | 吉里明弘君 |
| 農林振興課長 | 才田豊昭君 |
| 商工課長 | 冨田龍也君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 山鹿市民医療センター<br>事務部医事課長兼医療情報管理室長 | 永田臣司君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 首席審議員兼議会事務局長 | 奥村正文君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 小山　天君 |
| 書記 | 高木善彦君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（藤原　弘君）**

これより本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒　鐵郎君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

**○17番（太田黒　鐵郎君）**

おはようございます。

17番、太田黒　鐵郎でございます。

今回は、通告のとおり質疑１点、一般質問１点について、一問一答方式でお伺いいたします。

まず質疑につきましては、議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、ページは14ページです。

（款）土木費、（項）住宅費、（目）住宅管理費1195万円の補正でございます。補正前が２億480万円でございましたけれども、合計の２億1675万円となっております。これは、公営住宅の維持管理費ということであると思いますけれども、この事業の内容を詳細にお伺いいたします。

以上です。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

**○建設部長（緒方　淳一君）**

おはようございます。

太田黒議員の質疑の一般会計補正予算、住宅管理費についてお答えします。

平成25年度の当初予算２億480万円は、公営住宅の生活環境の保全、施設の適正な維持管理といたしまして、各団地の外壁改修、屋根改修工事費など8591万円、老朽箇所の修繕費4474万円、施設管理委託費1900万円、人件費を含めた事務費等5515万円を計上いたしております。今回の補正額1195万円につきましては、入退去の増加及び老朽化に伴う施設改修費でございます。

以上、答弁といたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま、この議案につきましてはご説明をいただきましたが、参考のためにお尋ねをしておきますけれども、現在公営住宅の、山鹿市になって私たちもどこどこに公営住宅があるのかほどようわかりませんけれども、全部が全部覚えておりませんので、どこにどれだけあるかというようなことで、公営住宅の総戸数、全部で何戸あるか。それから、大分新しいものもあるかもしれませんけれども、古いところもあるようでございますが、建築後の経過年数、何年ぐらいたっておるのが一番古いのかというようなこと。それから、家賃あたりはどのくらいになっておるのか。それから、私たちにもお尋ねがありますけれども待機者というか、今、入居を待っておられる方というようなことで、その人たちは今、実際何人ぐらいおられるのか。

この点につきまして、お尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

太田黒議員の質疑の２回目、公営住宅の現状等についてお答えします。

公営住宅の場所及び戸数につきましては、総戸数1476戸です。地域別に申し上げますと、山鹿地区14カ所、777戸、鹿北地区４カ所、52戸、菊鹿地区３カ所、104戸、鹿本地区16カ所、416戸、鹿央地区５カ所、127戸でございます。経過年数につきましては、最も古いもので建築50年が経過しており、新しいもので８年が経過しております。家賃につきましては、建築年度・所得等により算定しておりますが、最低家賃は月額2700円、最高額家賃は４万6600円であります。また、12月２日現在の待機者数は70件であります。今後とも公営住宅の長寿命化を図りながら、居住環境の整備に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

**○17番（太田黒　鐵郎君）**

住宅のことにつきましては、ただいま答弁いただきましたのでわかりました。公営住宅の今後の方針、考え方につきましては、後で市長のほうにお尋ねしたいと思います。

次に、一般質問の、一つしかしませんけれども、一般質問でございますけれども、市長の３月の市長説明の市政運営方針の三本の柱というようなことで、重点施策につきましては６月から９月の議会で、１点目の人をつくる、人を育てる、２点目の経済をつくる、活性化する、このことにつきましては大まかにはお伺いをいたしましたので、今回は３点目の人口減少に歯どめをかける、定住促進を図ることにつきましてお伺いをいたしたいと思います。

この一般質問につきましては、私の場合はすり合わせをしておりませんので、いろいろ後先になるようなこともあるかもしれませんけれども、ご了解いただきたいと思います。

人口減少に歯どめをかけるということですけれども、これは今、非常に全国的に人口減少言われておることでございますけれども、これは歯どめというのは現在の人口よりも減らさないというようなことだろうと思いますが、そういうことが実際できるかなというようなことを考えるわけでございます。歯どめじゃなくして人口減少に対策を打つというようなことならば、いろいろわかるかもしれませんけれども、歯どめというのは非常にこれは難しい問題じゃなかろうかということを感じたところでございます。

今、人口の推移でございますけれども、合併当初が６万人というようなことで合併になったわけでございますけれども、その後、現在の人口が５万5629人というようなことで、4371人減少しておるというようなことでございます。８年間でこれをしますと、年に547人ぐらいが減少されておるというようなことでございます。しかし、この中にはお年寄りに限らんですが、亡くなられる方、それから出生、生まれてくる方の自然減というのが、これがどうにもならんというようなことですけれども、この人たちがやっぱり400人前後おられるというようなことでございます。それから転出者、これが一つ問題でございますが、転出者が1776人というようなことでございます。それで、私はこの転出者はどういう事情で転出をしたのか。やむを得ず転出しなはったんだろうと思うけれども、例えば山鹿市よりもよその市、よその町がこの点、この点で非常にすぐれているとか、この点がいいからと。例えば子育てがよそのほうが充実しておるとか、住宅が充実しておるとか、いろいろあると思いますけれども、そういうことならば、やっぱりそこを改善せにゃならんとい

うようなことを思いますし、その辺の把握が恐らくできておらんと思いますけれども、今後におきましてはそういうところの把握をして対応をせんと、なかなか人口減少の歯どめということにはならないと私は思いますけれども、この人口減少のことにつきまして市長はどのように考えておられるか、まずお伺いいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

皆さん、おはようございます。

ただいまの太田黒議員の人口減少に歯どめをかける、定住促進を図るという、この大きな方針につきましてのお尋ねについてお答えをいたしたいと思います。

ただいま、人口減少についてどのように考えておるかということでございます。私は基本的に、人口というのはその地域の大きな活力、力、エネルギー、そういったもののバロメーターとなる、そういったものであろうと思うわけでございます。しかしながら、それがすべてではないと私は思っています。しかしながら、大きな要素であると。その地域の力、そういったものが大きな要素であると。これが、ただいまご説明ございましたように、合併以来、毎年500人以上の減少が続いておると。これは非常にこのふるさと山鹿の活力を失う状況にあると、大変残念に思っておるところでございます。しかしながら、全国津々浦々、地方の都市、同じような問題を抱えておるというふうに思っております。そういった中で、先ほどお尋ねの自然減少と社会的減少があるわけでございますけども、社会的減少として人がよそに転出する、転入よりもそれが上回っていると、それが非常に大きな数になっておると。このことにつきましても大変私も心配をいたしております。昨年、熊本県下の人口動向についての調査があって、それが新聞紙上に公表されました。人口減少の数においては、山鹿市は３番目でございました。順番は、１番はどこか、天草市です。天草市、八代市、山鹿市という、そういったことでございました。それを見て非常に私も改めてこの問題に大きな危惧の念を持ったところでございます。そういった中で、いろんな方向性も新たに力強く出したところでございます。率につきましては、ほかの自治体もございますけども、数の上ではそういった位置にあるかなというふうに思っております。

先ほど言いましたこのご心配の社会的減少、転出の数が上回っておると。このことにつきましては、その原因をしっかりと把握することが大事かなと。やはりどこに問題があるかと、どこに課題があるかと、どこによその地域の魅力があるかと、転出する理由があるかと、その辺をしっかりと把握することが大事であるという思

いをいたしております。

これまで、その辺につきましてはなかなか調査がしにくい、プライバシーの問題等々があるということで、なかなか調査できておりませんでしたけれども、しかしながらこの大きな課題をこれから取り組む中で、この辺の原因の追求は大事であるというふうに思っております。既にそういったことの調査をしっかりやるように指示を出しておるところでございます。

以上でございます。

**○17番（太田黒　鐵郎君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

**○17番（太田黒　鐵郎君）**

ただいま答弁をいただきました。一番問題なところは、先ほど申し上げましたように、何で転出が多いのかというようなところだろうと思います。しっかり調べにゃならんというような答弁でございましたので、その辺の問題を調べんことには、何をやらにゃんかというようなことがなかなか出てこないというようなことを考えるわけでございますけれども。市長の説明の要旨の中で、地域の再生、それから周辺地域における振興策の強化というようなこと、それから人口減少が著しい過疎地域や周辺地域はすぐれた伝統文化、豊かな自然や景観等があふれており、これらの地域資源を生かして取り組まにゃならんというようなことが一つでございますが、この過疎地域の振興策というようなことでございますけれども、これはなかなか私はもう難しい問題だなというようなことを考えますけれども、まずこの辺の過疎地域というとほとんど、ばっかりじゃございませんが田舎のほうでございますが、中山間地にはやっぱりそういうところがいっぱいでございますが、それを再生するというようなところの特効薬はどういうものがあるのか。その資源を生かしてやるというようなことですが、今、中山間地、特に山つきは木材は安い、山のいろいろな産物もあまりいい産物、金になる産物はないと。この前の質問の中で、シイタケあたりが一番、今は非常に問題と、安いですよというような、厳しいと申し上げましたように厳しい。なかなか難しいと思いますけれども、この辺で、その次にありますのが岳間小学校の跡地の問題を挙げておられます。これで本当に人口減少の歯どめになるのだろうかというようなことを考えますが、この辺をどういうふうに考えるといいかなというようなことで、なかなか私わかりませんので、この辺の考え方。

それから、その次は生活基盤というようなことで、生活基盤の整備でございます

けれども、これを挙げてございます。水道とかございますけれども、これには今度ごみ焼却場の整備というようなこともありますが、これは鹿央町のほうが期限が来て、もう利用がされんようになったというようなことでの新しくやらにゃん話でございまして、これを大きな柱として考える問題では私はないと思いますけれども、その辺につきましては、どう考えておられるのか。今、質疑の中で質問いたしましたように住宅のことは全然出てきませんけれども、市営住宅が今1400何戸かあるというようなことを今答弁されました。そういう中で、一番古いのがもう50年になっておるというようなことでございますけれども、50年もなっておるとに修繕とかいろいろしても、私はこれはそれでよかつかなというようなことを非常に疑問に思いますけれども、この市営住宅の将来、どういうふうな考えを持っておられるのか。今のところで待機者が70名ぐらいおられるというようなことでございました。そういうことから考えると、やはりこの山鹿に住むところがないならば、もうよそさん行かにゃしよんなかというようなことになるならば、人口減少の歯どめにはならないというようなことにもなろうかというようなことを考えるわけでございます。

そういうことと、それから三つ目の柱というようなことで、子育て環境の充実というようなことでございますが、子育て環境といいますと、それはいろいろあると思いますけれども、子どもの医療費助成の方式を変えると。償還払いから、保護者の経済的負担の軽減、助成申請の手続の簡素化、子どもの外来の受診の機会の増大を見込まれる現物支給方式に変更しますと。実際そういうことでございますけれども、私の定例議会で質問申し上げましたときの市長の答弁は、こうでございました。「医療費の助成につきましては、償還払いを提案したところでございますけれども、やはり市民の方々にも市外の方々にも、山鹿市がこうやって子育て世代を応援しているんだと、そういった姿を見せることが大事じゃないかと思う中、償還払いから現物支給への転換、さらにはこれまで小学校６年生までの助成をさらに高校生まで広げながら、本市の指針を力強く内外にアピールしていきたいと、そんな思いをいたしておる。」というようなことでございますけれども、高校生までの医療費の助成というようなことがここで言われておりますけれども、高校生までの医療費の助成は、いつから助成をされるのかというようなこと、その辺をお尋ねしたいと思います。

まず、その辺で２点目の質問を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

ただいまの太田黒議員の２回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

３点あったかと思いますけども、まず１点の過疎地域周辺地域の再生・活性化をどうするかと。大変厳しいんじゃないかというお話でございます。大変厳しいという思いをいたしております。しかしながら、この地域、しっかりとその再生に向かっての取り組みが必要であるし、またしっかりと行政として支援することが必要であると強く思っておるところでございます。

その方策、なかなか難しゅうございますけれども、私は先ほどお話もございましたように、この山鹿の地に、また周辺地域にある資源を生かす、あるものを生かす、そしてそれを活性化に結びつけていく、そのことが大事であると私は思っております。周辺地域にはすばらしい水や空気や自然や、そして歴史や文化、そしてすばらしい人情あふれる人が住んでいらっしゃいます。こういったものが大きな、私は資源だろうと思うわけでございます。また、すばらしい農産物が生産されております。一つには、このそういった資源を生かした、やはり今、非常に都市化した中で、例えば身近な福岡市内等につきましては、そういった山鹿にあるような自然や、また温泉や森林や、そういったものはございません。やはり、このあるものをしっかりとアピールしながら、そしてこの自然の中にいやしをしていただく、また自然を楽しんでいただく、健康を増進させていただく、そういった場を提供する。そしてまたすばらしい農産物を提供しながら、すばらしい食を味わっていただく。そういったことが周辺地域の再生の一つの方法ではないかなという思いをいたしております。

そういった中で、岳間小学校跡地につきましては、そういったグリーンツーリズム、そういったものをしっかりと誘導する、あるいはまた修学旅行の林間学校、そういったものが誘致できるようなものにできれば、そういった可能性を私は持っているというふうに思っております。そういった地域性からいたしましても、そういったものがあふれておると、そういったものを活用したグリーンツーリズム、林間学校的な取り組み、そういったものを推進していきたいなという思いを一つは持っております。二つには、やはりすばらしい農産物が生産されるわけでございます。それを直接販売していくのももちろんでございますけども、それをやはり今日、生産だけじゃなくて加工して販売していく６次産業化、それを図っていく、これも大きな力になるものであろうというふうに思っております。なかなかこの過疎地域、周辺地域の活性化策、どこの地域でも悩んでおるわけでございますけども、大きくはその２点をしっかりと柱にしながら地域の活性化を図っていく取り組みをしてまいりたいと思っております。

２点目は、生活基盤の整備でございますけれども、今、下水道やあるいは水道事業、あるいはまた防災無線の設置、あるいはまた情報格差をなくすということでの

光ブロードバンドの整備等々、いろんな整備を取り組んでおるところでございます。そういった中で、住宅の充実、整備、これが欠けているんじゃないかなというお尋ねだったかと思うわけでございます。住宅につきましては、基本的に住宅困窮者、低所得者の方々や障害を持った方々、あるいは生活保護者の方々等々、そういった方々に安価に低廉に住宅を供給する、それが基本的な公営住宅の設置のあり方かなという思いをいたしております。現在70件ぐらいの申し込みがあっておるということでございますけども、その大半は高齢者の方々が多いと。若い方々につきましては、２割程度であるという話も聞いております。また、そういった低廉な高齢者向けといいますか、そういった住宅につきましては２、３カ月の待ち期間の中で入居が可能であると。非常に若者向けにつきましては、若干の期間が必要であるということでございますけども、そういった状況にあるというふうに聞いております。それとともに今日、この山鹿の地には民間のアパート等がたくさん建てられておりますし、また新たに建設がなされておるわけでございます。そういった中でのアパートの空き等もあるというふうに伺っております。やはりそういった方々が低廉な公営住宅を求められる、その気持ちもわかるわけでございますけども、基本的な市としての公営住宅の建設につきまして、また全体の市の状況からかんがみまして、現在ある1400数戸の住宅をしっかりと大事にしながら長寿命化を図っていく。そして、低廉な価格で住宅を提供する。そのことが今日、山鹿市のとるべき道じゃないかなというふうに考えておるところでございます。

３番目に子育ての環境充実でございますけども、これにつきましてもいろんな角度で取り組んでおります。担当から話を聞く中では、本当にこの子育て支援、県下に誇れる取り組みをやっているという自信を持って話をいつも聞くところでございます。少し例を挙げますならば、各地域に設置いたしております子育て支援センター、公の施設としてきちっとその地域に設置しておる。非常に利用者の方々からも喜ばれて、機能を発揮しておるという話を聞きます。また、保育園につきましても、それぞれの私立、公立の園の努力によりまして、すべての希望者が入園できる、待機園児が１人もいないという状況にございますし、また今日、支援が必要な要支援の子どもたちもたくさんおるわけでございますけども、そういった方々にもきちっとした対応をする、そういったシステムをつくりながらすべての子どもたちをしっかりとはぐくむ、そういった園の状況につきましては誇れるものであるというふうに思っております。さらには、昨年から開設しました子ども相談総合窓口につきましては、いろんな分野の方々が子どもたちのいろんな困難性、問題につきまして、チームを組んで対応すると。そういった細やかな対応につきましても、熊本県でも先頭をきるような取り組みをやっておるというふうに思っています。ほかにもいろ

いろございますけれども、そういったいろんな取り組みをやっておりますけども、なかなかこの山鹿の子育て支援の思いが、姿が、なかなか見えにくい。そういった中で私たちの幹部会議におきましても、やはりそれを象徴するような取り組み、それをアピールすることが大事じゃないかと、そういった意見も出たところでございます。

先ほどの人口が非常に流出していく、そういったこともかんがみる中で、先ほどお話ございました。これまで子どもの医療費につきましては、償還払い制度をとっておったわけでございますけども、やはりそういったことから考えまして現物支給、そういった形に変えるべきであるという判断をしたところでございます。さらには、先ほど言いましたようないろんな施策取り組んでおりますけども、この山鹿市の子育てにかける熱い思いを、実践を、それをしっかりと市内外にアピールすることが大事であると。そういった思いの中での子ども医療費の高校生までの充実を図る決意をいたしたところでございます。これにつきましては、平成27年の１月以降の実施を目指しておるところでございますし、財源につきましては約6000万円を必要とするというふうに見ておるところでございます。

以上、ご質問にお答えいたします。

**○17番（太田黒　鐵郎君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

**○17番（太田黒　鐵郎君）**

今、答弁をいただきましたけれども、もう私もこのことで３月議会から６月、９月とずっといろいろ市長にお尋ねをしておるわけでございますが、大体のところ答弁は変わらんというようなことでございます。資源を生かすとかいうようなこと、それから農業においては６次産業というようなことで、非常に話としてはいい話じゃあるけれども実際できるのか。資源を生かしてということはどぎゃんしたふうにして資源を生かすとかという、それから先のことを聞きよるけれども、手前の先の話だけで、自然をどぎゃんして生かすとよかつかなと、その辺が我々にはわからんわけですから、その辺を説明していただきたいというようなことで思っておりましたけれども、私の質問はいつも長うございますので、皆さんが退屈されますので、そう長くは申し上げません。しかし、こういうことですが、３本の柱の１本目、２本目というようなことでの答弁がございます。「これは、人をつくるということでございますけれども、この社会をつくっているのは人であると、この人がいかに高

まり、そして高まっていくかが、この山鹿市が、地域が高まる、それにつながっていく、だからその人をしっかりと育てていくんだ。このことは短期間ではできませんけれども、積み重ねの中でしっかりと人を育てる、つくり上げていく、高めていく、このことに引き続き取り組んでまいりたい。」というようなことと。経済のほうのことでございますが、「そして、次は経済でございます。」と。「やはり人が生きていくためには経済が必要でございます。その経済を基幹産業である農業振興、さらにはこの山鹿市にございます地域資源、自然や歴史文化、あるいは農業・農産物、水、空気、温泉、そういった地域資源を、さらにはここに住むすばらしい人間的資源、そういったものを生かしながら山鹿市観光をさらに高めていく。そして、周辺地域にいろいろなものをつないでいく、そういったことが大事であると思います。」と、こういう答弁をいただいておるわけですけれども、これがなかなか、何遍読んでもこれはわからんと。どぎゃんした考えかなと、何を高めていくのかというようなことでですな、非常にその辺が我々にはわかりにくいというようなことでございます。

それで、この後いろいろありますけれども、もう答弁は要りませんけれども、私が今考えますところにおきまして、市長は山鹿市でしかできん、そういった取り組みを展開してまいりたいと思いますというようなことでございますけれども、率直に申し上げまして具体性に欠けておるというようなことと、理想的な精神面とか、そういうことが非常に出てくるわけでございます。そういうことで、非常に我々にはわかりにくいところが多うございます。

今後におきまして、これは要望でございますけれども、市長と私たちの議会あたりのいろいろな日ごろの話し合いという場がほとんどありません。そういうことで、今後におきましては、議会と市長さんとのいろいろなことにつきましての、そういう意見交換なり、そういうことを充実していくことが、さらに大事ではなかろうかというようなことでございます。それで何というか、やっぱ打ち上げることばかり打ち上げたっちゃ、何も裏づけがないというようなふうになってしまいはせんかなと思います。例を挙げるならば、長く申し上げませんけれども、定住自立圏構想というようなことがこの平成２１年、平成２２年に計画されて、それから５年間の計画で今ありよるわけですけれど、これは何も目玉になるような事業が今までなかったような気がいたします。それで、こういうただ打ち上げてそのままというような、これは特別交付税の対象にはなってたくさん来たかもしれんけれども、それだけでは、やはりこれだけやっぱり大きなことを打ち上げたならば、その効果が出るようなことをやっていただかにゃならん。いろいろ考えまして、そういうことを思ったわけでございますので、ぜひ今後におきましては先ほど申し上げました議会あたり

との、そういう意見交換なり話し合いなりというようなことをお願いいたしまして、今回の私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、太田黒君の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

**○１番（服部　香代君）**

おはようございます。

議席番号１番、服部　香代でございます。

発言通告に従い、一問一答方式にて３点質問させていただきます。

まず１点目、世界女子ハンドボール選手権についてであります。

先日、10月28日、カタールのドーハにおきまして、国際ハンドボール連盟は2019年の開催国を日本と決定いたしました。2020年開催の東京オリンピックの招致活動においては、「おもてなし」が流行語大賞になるなど、招致活動が大変話題になったのは記憶に新しいところでございます。オリンピックのみならず、こういったスポーツの国際大会は何の競技にしろ、開催地の招致活動は行われているのでありまして、世界女子ハンドボール選手権におきましては、熊本国府高校２年生の竹原　千賀選手も決選投票直前のプレゼンテーターを務めるなど、熊本県としても県ハンドボール協会を中心として積極的に動いたわけであります。そういう努力が実り、日本・熊本での開催が決定したのですが、試合会場など具体的なところはこれから選定されていくものと思われます。皆様ご承知のように、山鹿では1997年、世界男子ハンドボール選手権が熊本で開催された折、山鹿も会場となり、成功をおさめております。また、日本リーグ女子の強豪オムロンの本拠地でもあり、ぜひとも山鹿市での開催を要望するものです。

1997年、世界男子ハンドボール選手権のときは、山鹿市内の小学生、中学生がさまざまな国の応援をするために、その国のことを学び、手づくりの旗を用意して試合会場に行ったり、クラス全員で歓迎のパネルの絵を書いたりと、国際理解、国際交流を深める絶好の機会となりました。また、市民にも呼びかけ、空いた時間を利用して、なるべく応援に行っていただくというようなことが行われていたように記憶いたしております。

来る東京オリンピックの前の年に開催されるこの国際大会は、いわばプレオリンピックのような意味合いもあるのではないでしょうか。全国からの注目度も一定のものはあるはずです。この選手権が、山鹿で開催されることによる地域の活性化、

経済効果は大きいのではないでしょうか。

熊本県と熊本市は、既に招致の段階から協力体制をとっておられます。山鹿市としましては、オムロンがあるから、男子の選手権の実績があるからと要請を待つのではなくて、積極的に誘致をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

世界女子ハンドボール選手権開催について、山鹿市としての考え方をお尋ねいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

ただいまの服部議員の一般質問の１点目、世界女子ハンドボール選手権についてお答えいたします。

まず、今年の10月28日の国際ハンドボール連盟理事会において、2019年、平成31年、世界女子ハンドボール選手権の熊本での開催が決定されました。大変喜ばしいことで、1997年、平成９年開催の世界男子ハンドボール選手権のあの盛り上がりを思い出したところでございます。

1997年開催の男子世界ハンドボール選手権は、初めてヨーロッパ以外の国、それも日本の熊本で開催され、各地域予選を勝ち抜いた23カ国と全日本チームを含めた24チームが世界一を争う世界最高峰の大会で、当時の熊本市、八代市とともに山鹿市でも新設されたばかりの山鹿市総合体育館において、予選リーグ15試合が開催されたところでございます。

当時、山鹿市では初めての国際大会でもあり、全市民でこの大会を成功させようと、市民ボランティアの募集や花いっぱい運動などの実施、地元物産品の販売や観光案内を行い、そして、小中学校では国際交流・国際親善の意義を理解する絶好の機会ととらえ、授業の一環として試合観戦を行ったりと、市民総力を結集して大会を大成功に導き、参加選手や大会関係者からも最高の称賛をいただいたと聞き及んでおります。

また、この大会を契機とし、２年後には国民体育大会を、その翌年にはアジアハンドボール選手権大会を、そしてインターハイ、熊本県民体育祭と、毎年ハンドボール競技のビッグイベントを実施し、山鹿市の活性化と地域づくり、人づくりの一翼を担ったものと思っております。

本市は、オムロンハンドボール部が地元にあるばかりでなく、市内の小学校によるハンドボール大会の実施や地元小中高校のハンドボール部の活躍、そして日本リーグを初め県大会・九州大会等の主要な大会の開催地となるなど、県下でも最もハ

ンドボール競技と深い関係性を持った自治体であると思っております。

議員お尋ねの世界大会の開催は、本市の皆様に大きな希望と活力を与えるものであり、ぜひとも本市での開催を強く望むものであります。また、国際ハンドボール連盟のハッサン・ムスタファ会長から激励のボールをいただき、その思いをさらに強くいたしておるところでございます。既にその旨、県ハンドボール協会役員の方々にはお願いをいたしておるところでございますが、今後さらに県ハンドボール協会を初め、関係者との連携を深めながら着実に事を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

**○１番（服部　香代君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

**○１番（服部　香代君）**

ありがとうございました。

世界女子ハンドボール選手権については、既に県ハンドボール協会とコンタクトをとられているということなので少し安心いたしました。ぜひ、早い段階から積極的に進めてください。また、質問の中でも触れましたが、東京オリンピックも控えております。世界ハンドボール選手権のみならず、オリンピック参加各国・各種競技のキャンプ地としても誘致をしてほしいと思っております。オリンピックは、開催期間だけではなく、キャンプやプレ大会など開催前から始まっております。また、東京だけで行うものでもなく、この山鹿市でも十分に誘致することはできると思います。千載一遇のチャンスを逃すことなく、早めに取り組んでいただくよう望むものでございます。

続きまして、２点目の質問をさせていただきます。

全国学力・学習状況調査、一般に、全国学力テストと呼ばれておりますが、そのことについてお尋ねいたします。

このテストは、2007年、平成19年より日本全国の小中学校の最高学年、つまり小学校６年生と中学校３年生全員を対象として行われるテストのことであります。実施日は、毎年４月の第３もしくは第４火曜日となっております。山鹿市の児童・生徒も受けているわけでありまして、その結果を踏まえて十分に分析・検討をしながら、その後の指導に反映されているものと思います。

こうした中、つい先日11月29日に、文科省は調査結果の公表についての見直しを

表明しております。これまで、個々の学校名の公表は行わないこととなっておりましたが、平成26年度の実施要項には、公表には教育上の効果や影響を考慮して、適切なものとなるよう慎重に判断することなどとの文言を添えて、区市町村教育委員会の判断で学校別成績を公表できるようになりました。

しかし、現在の社会状況のままの公表は、学校間の過度な競争や序列化を招く恐れがあるわけで、私は公表には反対です。全国学力テストは、あくまで学力の特定の一部分を図るものであるにもかかわらず、単なる平均正答率の公表によって市町村や学校に序列ができてしまうことで、正答率や順位を上げることばかりに意識がとらわれてしまい、本来の目的である学力や学習状況の把握・分析、それに基づく教育施策の成果と課題の検証・改善がおろそかになってしまわないかと危惧するものであります。

公表を望んでいる保護者もいることは事実ですが、もし、そういった保護者が学力テストの学校別成績にこだわる余り、目先のことだけにとらわれるような対策を強力に求めるようになれば、教育の根幹部分を揺るがすことになりかねません。ただ、学力テストの結果公表は、将来は国民の知る権利を満たす上で避けては通れない道だとも思っております。長い目で見ればより多くの情報が公表されることは、国民にとっては有益なことであると思っています。しかし、多くの人が同じ方向を向きやすい、そういった日本の国民性を踏まえますと、教育の機会均等を確保するためには慎重な判断が必要となると思っております。

先ほども言いましたが、文科省は学校別成績を公表する場合でも、学校の序列化を防ぐ意味で教育上の効果や影響に配慮することを求めています。具体的には、単に平均正答率などのデータを示すのではなく、どのような設問で児童・生徒の間違いが多いかや前回結果との違いを分析し、今後授業の指導法などをどう改善するかといった点もあわせて公表するよう明記してあり、特に学校名を明らかにする場合は事前に学校と十分に相談することとした上で、平均正答率などのデータを一覧にしたり、学校の順位づけを行うというようなことは禁止としています。本当の意味での学力テストの結果公表を有用なものにするためには、結果を真剣に受けとめつつ、長期的な視野に立って物事を眺めるという余裕が社会全体に行き渡っていることが前提となると思います。

この結果公表についての、山鹿市教育委員会でのお考えをお聞かせください。

**○議長（藤原　弘君）**

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

**○教育長（堀田　浩一郎君）**

おはようございます。

服部議員の２点目のご質問、全国学力・学習状況調査の公表についてお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的としております。また、その取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものでありまして、現在小学６年生と中学３年生を対象に行っております。

この検査の結果公表につきましては、文部科学省はこれまで禁じてきた市町村教育委員会による学校別の成績公表を一覧表にしたり、順位をつけたりすることを認めないという配慮事項を示した上で、来年度から公表を認めると発表をいたしました。公表は市町村教育委員会が判断し、学校と相談する必要があるが学校の同意がなくても可能でありまして、都道府県教育委員会も市町村教育委員会の同意があれば公表できるというものであります。

山鹿市教育委員会としましては、文部科学省からの事前のアンケートに対しまして従来どおりの方法でよいと回答し、学校別成績の公表には否定的な考えを示しております。これは、議員がご心配されているようなことを危惧してのことでございます。教育委員会としましては、結果の分析をもとに基本的学習態度を整えた上での学び合いのある授業、まとめをきちんとする授業を指導しております。そして少人数学習の拡充、基礎基本の徹底を図る時間や放課後学習の設定を推奨したりして成績を公表しなくてもそれぞれの学校の特色を生かしながら十分に確かな成果を上げております。

時代の要請から、いずれは公表に踏み切るような時が来るかもしれません。当面は検査の結果を重く受けとめながらも、結果に一喜一憂することなく、粛々と教育目標であります「限りない夢を抱き、たくましく生きる人材の育成」に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○１番（服部　香代君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

**○１番（服部　香代君）**

ありがとうございました。

現時点では、公表しないというお答えをいただきました。今後も慎重に判断されますようお願いいたします。

続きまして、３点目の質問に移ります。

３点目は、今後の教育委員会の事業の方針についてお尋ねいたします。

前回の９月定例会におきまして、太田黒議員が合併から10年の歩み、取り組みについて質問され、主要な社会資本の整備、つまり新庁舎建設、さくら湯再生、総合支所の再編などについて、完了もしくは完了見込みと報告がありました。学校規模適正化事業や新たな焼却施設の計画についてもご説明いただき、あわせて財政健全化の取り組み状況についてもご答弁いただいているところです。その中で、これまでの取り組みは、あくまで国の財政支援を受けながらの取り組みであると言われました。近い将来、国の財政支援が終了したときは、合併に起因した事業は見直し、つまり廃止するということを言われたのではないかと思います。合併に起因した事業は少なからずあると思いますが、全般にわたると相当多くの事業があると思いますので、教育委員会の事業に限って質問させていただきます。

普通交付税の特例措置が、平成27年度から段階的に縮小されていくため、教育分野についてもこれまでのような予算手当は望めなくなると思われます。そこで、教育委員会として合併10年を振り返るとともに、山鹿市教育基本計画を初めとする各種計画の進捗状況を検証することは考えておられるのかをお尋ねいたします。あわせて、主要事業の今後の方向性もお尋ねいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

**○教育部長（木村　厚男君）**

おはようございます。

服部議員の一般質問の３点目、今後の教育委員会事業の方針についてお答えをいたします。

まず、教育基本計画と各種計画の検証についてでございますけれども、教育基本計画は現在、平成28年度までの第２次計画に取り組んでいるところでございますが、平成19年度から平成23年度までの第１次計画を検証した上で、第２次計画を策定したところでございます。今後も、次期計画の策定時に十分な検証を行い、計画の基礎としていきたいと考えているところでございます。

また、本市の基本計画の検証を政策評価として行われますものとは別に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されております教育に関する事務の点検

及び評価を毎年度行い、効果的な教育行政の推進に努めているところでございます。

次に、主要事業の方向性でございますけれども、不登校対策や特性のある子どもたちを支援する「子ども輝きプラン」、豊かな人間性を醸成するため読書を推進する「未来への１ページ事業」、英語教育の充実を図る「外国語指導事業」や今年度から取り組みを始めました「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」など、継続すべき事業も多々あるわけでございます。ただ、事業の効果、児童・生徒数や学校・学級の数などの推移、子どもたちを取り巻く環境や財政状況等をしっかりと把握をし、その事業規模の見直しも重要であります。また、これまでの取り組みで保護者や地域の方のご理解を得て、学校応援団づくりを進めておりますが、子どもたちの見守りなど、ボランティアなどを活用しての取り組みも重要と考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○１番（服部　香代君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

**○１番（服部　香代君）**

しっかりと検証され、継続していく事業も多くあるということ、また、保護者や地域力も今後さらに共同で行っていくという方向性はわかりました。

次に、ただいまご答弁いただきましたように、10年一区切りとしてさまざまな事業見直しが必要なってくると思われますが、教育予算の効率的、また重点的配分は不可決であると思います。６月定例会において、社会教育の充実、つまり公民館講座や生涯学習講座の存続などを要望したわけですが、ほかにも教育財政の中に各種助成があります。その一つに、新入学児童支援事業があります。それは、市内の小学校に入学する新一年生にランドセルを送り、保護者の負担軽減を図るとともに子育ての支援を行うものというものです。保護者にとっては大変ありがたいものだと思うのですが、現状は把握されておりますでしょうか。ランドセルという限られたものであるため、事前にとるアンケートでは要るか、要らないか。色は選択できるとありますが、赤か、黒かです。少数ですが、中には障害を持った子どもさんもおられます。軽量のランドセルしか背負うことができない児童もおりますし、特別支援学校には布のバッグに着がえを入れて通学する児童もいます。特にその児童の保護者は、「いつかはランドセルを背負うことができるかもしれないと思って市からもらったが、一度も使用することはなかった。ランドセルにかわるほかの支援があ

ればよかった。」と言われました。また、ランドセルは、おじいちゃんおばあちゃんからお祝いでいただいたけれども、山鹿市からのランドセルもいただいて、そのランドセルはネットオークションで売却するということも起きています。色にしても、男女共同参画の視点で言うならば、子どものころから意識のすり込みをしないと言いながら、赤か黒かという選択の幅は最低です。また、ランドセルの単価も年々上昇しており、予算も1000万円を超える事業となってきています。時代の流れや保護者の意向も踏まえ、支援のあり方を見直すときではないでしょうか。例えば、入学準備にのみ使用できる金券の配布をするというようなことです。もちろんランドセル購入にも使え、制服、体操服、学習机、文房具等々、購入の一部に充てると、各家庭のニーズに合ったところに支援ができるということになると思います。

教育委員会としてのお考えを伺いたいと思います。

**○議長（藤原　弘君）**

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

**○教育部長（木村　厚男君）**

服部議員の２回目の質問にお答えをいたします。

新入学児童へのランドセル贈呈につきましては、合併前の鹿本町、菊鹿町で行われていた事業を新市一本化のシンボル事業といたしまして、平成17年度から開始をされているものでございます。

当時の考えといたしまして、同じ教科書で同じランドセルを持って新市の子どもたちが学校に通うことは、教育的にも大変重要な意味合いを持つということ、そしてあわせて少子化に対応した施策として決定をされたものでございます。

現状といたしましては、議員からお話をいただいたような事例もあるかというふうに思いますが、大変喜ばれている家庭がたくさんあります。また、ランドセルの贈呈を大変期待されている状況でもあるわけでございます。色を２色に限定し大量に発注しますので、近年材料費が高騰し値上がりする中でも、購入単価が抑えられるというところがあるわけでございます。

さて、事業の見直しでございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたように毎年度事業の検証はしておりますが、合併から10年を迎え事務事業について見直す時期となりますので、その事業の一つとして、これまでの実績、効果、手法を検証を行い、これからの教育現場の課題・懸案を整理をいたしまして、子どもたちの学力充実や豊かな人間性の醸成、健やかな体の育成、国際化・情報化社会に応じた教育の推進などの教育施策との優先度、重要度、少子化対策としての効果、今後の財政状況など、さまざまな観点から事業のあり方を検討してまいりたいというふう

に思います。

以上、ご答弁申し上げます。

**○１番（服部　香代君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

**○１番（服部　香代君）**

同じ教科書で同じランドセルっていうのが教育的に大変重要な意味合いを持つというのが、いま一つ私には理解できないところではありますが、この新入学児童支援事業というのが継続されるのか、廃止されるのか、これから検証・検討されるということですね。検討されるときに、ぜひ私は継続していただきたいと思っておるんですけれども、検討されるときにほかの市町村で行われていないからということで廃止にはしないでほしいと思います。

合志市、菊陽町、大津町はいずれも人口が年々増加しています。共通しているのは、子育てしやすい町というイメージがあるということです。言いかえれば、子育て支援が充実していなければ人口の増加は見込めないということなります。菊陽町には、子どもたちにとって魅力ある図書館があります。しかし、どの市、どの町も施策、事業としては山鹿市とほぼ変わるところはないと思います。山鹿市も教育、子育てに関してしっかり取り組んでおられますので、さらに「これはほかにはない支援です。」「これは山鹿独自の支援です。」と、さっきも市長がおっしゃいました。そういうようなことを打ち出して、山鹿市は子育て世代を応援するところなのだというイメージを広めていただきたいと思います。

せんだって、来年度の組織改編が示されたわけですが、教育部の中に子ども課が新設されるようです。事業としては、教育総務課でも子ども課でも、どちらでも実情に合ったところで進めていってもらえればと思います。市長も、「子どもは山鹿の宝だ宣言」をされております。ぜひ、その理念に沿った施策を望みます。

これで、私のすべての質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時14分　休憩

○

午前11時30分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

皆さん、こんにちは。

議席番号２番、冨田　弘海です。

通告により一般質問１件、地域防災計画につきましてお伺いします。

なお、所管の事項でございますので１回の質問で終わります。

師走を迎え本年を振り返りますと、国外ではフィリピン台風災害、国内では伊豆大島の台風災害を初め、国内外、いろんな災害が昼夜を問わず発生しており、自然の猛威に私たちはかたずをのみ、人間の弱さを感じるところです。今年も多くの方々が犠牲となられ、ただただ冥福を祈るばかりであります。

今回質問の市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、市町村の長が防災会議に図り、防災のための処理すべき業務などを地域の実情に即した計画として具体的に定めた計画となっており、本市では平成18年に安全で安心して暮らせるまちづくりを防災ビジョンに、山鹿市地域防災計画が作成されています。その基本方針として、防災情報の周知及び収集、伝達体制の確立、避難場所の指定、誘導と収容体制の整備、防災意識の向上と組織体制の整備等が掲げられております。この計画については、災害対応のための計画という側面が強い計画ではないのか、また策定後７年間を経過しており、法の見直しや変更、災害危険箇所の追加等により、多少なりとも現在の実情にマッチしていない部分もあるのではないかと思っております。今回の質問は、基本方針に掲げてある防災情報の周知及び収集、伝達体制の確立という観点からお尋ねしたいと思います。

災害の種類や地域性等によっても異なるかと思いますが、例えば台風が発生したと仮定した場合、初めに気象庁の予報や県の防災システムにより、防災担当課は私たちが住んでいる山鹿市に影響があるのかを判断されると思います。次に、台風が接近してくれば、防災無線やオフトークにより市民に情報の提供がなされると思います。そして、災害発生の恐れが生じた場合、市民に対して自主避難、避難勧告、避難指示が段階的に出されるかと思います。また、台風の接近により、洪水、豪雨、暴風、地すべりや土石流など、いろんなことがそれぞれの地域において想定されます。洪水だったら、河川の警戒水位を超えたら勧告や指示があるでしょう。雨量データの確認や目で確認できるものについては私でもわかるかもしれませんが、中山間地域の地すべりや土石流の発生予測に対してはどのような基準で勧告や指示を出

されているのかわかりません。以前、菊鹿地域で地すべりにより家屋が押し流されており、危険箇所指定地域の住民は特に不安があるのではと思います。

そこで、３点についてお伺いします。

まず１点目、自主避難、避難勧告、避難指示についての具体的な数値基準があるのかお尋ねします。ないとすれば、これまでどのような基準に基づき発令していたのかお尋ねします。

２点目、これまで地すべりや土石流の発生予測に対して、自主避難等が出された経緯があるのかお尋ねします。

３点目、このような実情を踏まえ、新たな地域防災計画や防災マップの策定をされる計画があるのかお尋ねします。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

**○総務部長（本多　隆文君）**

こんにちは。

冨田議員のご質問、地域防災計画についてのまず１点目、自主避難、避難勧告、避難指示に係る数値基準についてお答えいたします。

洪水、土砂災害につきましては、国や県が提供する防災情報システムにおいて、避難の判断または目安となる数値あるいは危険度のレベルが示されております。

例えば主要河川については、洪水発生を予測するための警戒レベルとしましては、水位の上昇に合わせ水防団待機水位、はんらん注意水位、避難判断水位及びはんらん危険水位と、河川断面等に応じた水位レベルが設定をされております。

また、土砂災害につきましては、県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表するほか、避難の判断目安として土壌雨量指数を用いた土砂災害への警戒レベルや、１時間、２時間先の予想雨量をもとにした土砂災害発生の危険度のレベルが設定されています。本市では、それらの情報を活用し、河川が避難判断水位に達した場合や土砂災害に係る危険度レベルを参考として、段階的な避難情報を発令することとしております。

次に、質問の２点目、過去における地すべり、土石流の発生に係る避難勧告等の発令状況についてお答えいたします。

合併後におきましては、洪水に係る避難勧告の発令実績はありますが、土砂災害に関しましては、警戒区域に対し注意喚起を促すお知らせを行ったほか、市民の自主的な避難、地元消防団等の呼びかけによる避難行動は行われましたが、避難勧告等の発令実績はございません。

次に、３点目の実情を踏まえました新たな地域防災計画や防災マップの策定計画について、お答えいたします。

地域防災計画につきましては、災害対策基本法におきまして、「毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」と定められております。災害関連の法改正や市の防災体制の見直し等により、これまでも必要な修正を加えてきたところです。

本年度におきましても、災害の定義を初め、避難情報伝達の多様化促進、避難行動要支援者名簿や被災者台帳の作成等、災害対策基本法の一部改正を受け、それを反映させた地域防災計画の見直し作業を進めているところです。今後、さらに防災計画には記載されない具体的な災害対策に係る初動行動、避難所運営、物資調達方法など、近年におけます災害対応の検証を踏まえました実効性のある防災マニュアル等の整備や訓練実施を行うとともに、地域の皆様方には引き続き自主防災組織の設立及び活動支援に取り組みたいと考えております。

また、防災マップにつきましては、平成18年度に作成していることから情報内容の更新が必要になっておりますが、現在、県において土砂災害警戒区域の指定作業が進められていることからも、その完了を待って最新情報のマップ作成を行う計画としております。

なお、円滑な事業推進を図るため、今回提案をしております組織改編におきまして、防災担当課の設置を考えているところでございます。

あわせまして、組織改編に伴います市の防災体制の見直しも行いますが、旧町における防災拠点となります市民センターにつきましても、本庁との連携による災害警戒時の職員配備態勢の整備など、さらなる強化を図りたいというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

**○２番（冨田　弘海君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

**○２番（冨田　弘海君）**

ご答弁ありがとうございました。

安全、そして安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、防災対策は非常に重要なことと考えますので、組織改編も含め新たな防災計画の策定をお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

皆様、こんにちは。

議席番号７番、公明党の北原　昭三でございます。発言通告に従いまして、今回４件の質問を一問一答にて行います。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

まず、１件目、窓口業務の時間延長等についてでございますけども、試行後の現状等についてお伺いをしていきたいと思います。

６月の定例会で、この件につきましては質問をし、８月１日から試行というようなことでございますが、毎週木曜日、午後６時15分までの１時間の時間延長をしていただきました。ありがとうございます。時間延長をしていただいたことで多くの方が便利になり、利用されていると思います。

そこで、３点について質問をいたします。

１点目、何名の利用者がありましたでしょうか。

２点目、アンケート等をとられていると思いますが、調査の概要についてお伺いをいたします。

３点目、試行日を木曜日にされた根拠は何でしょうか。

以上、よろしくお願いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

こんにちは。

窓口業務の時間延長等についての１点目、窓口業務の時間延長における利用状況についてのご質問にお答えをいたします。

本年８月から市民課の窓口業務のうち証明書の発行を中心としまして、毎週木曜日に１時間の窓口業務の時間延長を試行してまいりました。11月末までに18回実施してきましたが、証明書の発行件数など多い日で13件、全くなかった日もあり、ばらつきはありました。１日平均としては３、４件の利用があり、利用者の総数は32名であり、１日平均約２名の利用でございました。発行した証明書の内訳は、住民票の写しと戸籍謄抄本の発行がそれぞれ17件、印鑑登録証明書と税証明の発行がそ

れぞれ８件、印鑑登録７件、各種申請書の受領３件、その他２件の合計62件となっております。

２点目の時間外窓口の利用者に対するアンケート調査の結果につきましては、24名の方にご協力いただきましたが、回答者の79％は女性の方であり、年齢は20歳から59歳の方が同じく79％という結果でございました。また、92％の方は「便利になった」、79％の方は「今後も実施すべき」との回答をいただいております。

窓口業務の時間延長を知った理由といたしまして一番多かったのは、本庁や総合支所に掲示している案内板という結果でした。ほかにも「広報やまが」、ホームページ、電話の問い合わせなどというものでございました。

３点目、窓口業務の時間延長を木曜日に設定した根拠につきましては、週に一度の試行であることから利用者が多く見込める週の半ばが適当であると考えられたことや、県内各市においても木曜日に時間延長を行っているところが多いことから、本市においても木曜日を試行日と設定したところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

ありがとうございました。

時間外の来庁者の人数にばらつきはありますけれども、アンケートの結果、92％の方は「便利になった」、また、79％の方は「今後も実施していただきたい」との回答があり、やはり継続を求められている現状がわかりました。

他市はどのような状況かと思い、確認をいたしましたのでご報告をいたします。

熊本市、荒尾市につきましては、毎日やられているということで、これを除きました、現在実施されています４市でございます。八代市は木曜日19時まで、人吉市は月曜、木曜19時まで、玉名市は火曜日と木曜日で時間は山鹿市と同じ18時15分まで、宇城市は木曜日19時まででございまして、人吉市は平成18年度から時間延長し定着したとのことで、１日当たり平均の利用者数は31.8人、また宇城市では土木部関係も時間延長があり、平成24年度、土木部関係で172件、全体平均56件だそうでございます。玉名市、八代市も平均20名の方が利用されていると聞いております。山鹿市の場合は、利用人数が他市ほど多くはありませんが、まだこの時間延長をしていただいていることを知らない方もおられます。もっとＰＲをお願いをいたした

いというふうに思います。

これが、試行期間が来年３月まででございますけども、来年４月以降はどのように考えておられるかお伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

２回目のご質問にお答えをいたします。

試行期間が終了します来年４月以降につきましては、今回実施しているアンケート調査の中で、「大変助かります」、「今後もぜひ続けてください」との意見が多く寄せられました。このことを踏まえまして、来年４月以降は試行ではなく、本格的な実施に取り組みたいと考えております。

今後、さらにアンケート調査を続けるとともに、市民の皆様方からの多くの意見を参考に、本格実施に向けた運用体制を確立していきたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

来年４月以降も継続とのことで安心をいたしました。市民の皆様からは、「１時間はちょっと短いね」、「２時間延長にならないか」との声もあります。延長時間のことですが、現在の１時間から２時間延長についての見解をお伺いをいたします。

明年秋、新庁舎も完成いたします。すばらしい建物になりますが、そこに入る職員の方々の研修等も行い、さらなるレベルアップを図って、「建物もすばらしいが職員もすばらしい」と言っていただけるよう努めていただきたいというふうに思います。

今、午前中ですが、総合案内所が設けてあります。市民来庁の対応をしていただいておりますが、新庁舎後はフロアマネージャー以上に、受動的ではなく能動的に市民の皆様の期待にこたえるサービスの向上を節にお願いをいたしておきます。

この件に関しましては、答弁は要りません。

以上です。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

３回目のご質問にお答えをいたします。

現在、試行しております午後６時15分までの１時間の延長をもう少し延ばせないかというご質問でございますが、アンケート調査の結果を踏まえまして、延長する時間についてこれまで同様の「１時間の延長を希望する」と回答された方は46％、次に「２時間の延長」が33％という回答でございました。

今後、２時間の延長も見据えまして、市民の皆様方の意見を反映した利用しやすい窓口業務の時間延長サービスにしていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は１時から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後０時58分　開議

**○議長（藤原　弘君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

続きまして、２件目、パソコンのＯＳ更新について、お伺いをいたします。

皆様ご存じのとおり、今、日本全国でパソコンの基本ソフトＯＳの更新が問題になっております。国内で広く使われている、このアメリカのマイクロソフト社のＯＳのウインドウズＸＰのサポートが来年４月９日で終わります。過日の読売新聞の調査では、全国の半数以上の966自治体が20万台以上使い続けることがわかりました。もともとＸＰはセキュリティが甘く、ウイルス感染率はウインドウズ８の11倍以上と言われております。このままＸＰを使い続ければ、住民基本台帳や介護保険、税金の台帳や生活保護等の行政は、貴重なデータを保有されておりますが、ウイル

ス感染やサイバー攻撃に無防備になってしまいます。

そこで、質問をいたします。

全体で1000台以上のパソコンの所有があるかと思われますけども、山鹿市役所管轄全体で保有のパソコンは何台ありますでしょうか。また、ウインドウズＸＰのパソコンは何台ありますか。このＸＰのパソコンのＯＳの更新は、いつごろを予定されているか。また、教育委員会管轄のパソコンもあると思いますので、こちらのほうも所有台数をよろしくお願いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

**○総務部次長（早田　弘隆君）**

こんにちは。

北原議員の一般質問の２点目、パソコンのＯＳ更新につきまして、お答えをいたします。

ご質問の１点目、パソコン全体の台数につきましては、現在、職員が日々の業務で使用するパソコンといたしまして660台を保有いたしております。

次に、２点目の対象台数につきましては、保有するすべてのパソコンにおいて基本ソフトと呼ばれるＯＳにウインドウズＸＰを利用いたしております。

また、３点目のこれらのパソコンのＯＳ更新につきましては、新庁舎への移転に伴う情報機器の更新とあわせて実施することにしており、来年４月９日にマイクロソフト社による公式サポートが終了した後も、新庁舎への移転が完了する来年10月まで継続利用いたします。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

**○教育部長（木村　厚男君）**

北原議員の一般質問の２点目、パソコンの台数等に係る学校関係の状況につきましてお答えをいたします。

まず１点目、学校全体のパソコン台数につきましては、現在、小中学校で学習指導や児童・生徒の教材学習等で使用するパソコンといたしまして、2022台を保有をいたしております。

次に、２点目の対象台数につきましては、全体のうちウインドウズＸＰ対応が838台、ビスタ対応が89台、ウインドウズ７対応が1095台となっております。

また、３点目のウインドウズＸＰ対応のパソコンにつきましては、議員ご案内のとおり、マイクロソフト社による公式サポートが平成26年４月９日をもって終了いたしますけれども、当面、学校再編に伴い余裕パソコン等が生じてくることから、効率的な活用を継続的に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

今後は、公式サポート終了後もウインドウズＸＰを継続利用するに当たって、セキュリティー対策等がより一層重要になるものと思われますけれども、現在、学校におけるパソコンのうち、インターネットやメールの送受信ができるパソコンというのは、学校の情報資産を守るため、学校ごとに代表パソコンを１台設置をいたしまして、不審な電子メールの自動排除やウイルス検査等を行っているところでございます。あわせて学校代表以外のパソコンにつきましては、インターネットへの接続やＵＳＢメモリ等の外部記憶媒体の使用を各学校の運用により、原則利用禁止としているところでございます。今後もこれまで以上に学校における使用の意識向上を図り、セキュリティー事故の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

ありがとうございました。

ただ、更新が終わっていないからといって、その自治体のすべてパソコンに安全性の問題があるわけではありません。既に使われていなかったり、また、インターネットに接続されていないケースもあると思います。しかし、サポートで欠陥を修正せずに放置すると、ウイルス感染の危険性が一気に高まります。

情報セキュリティーに詳しい日本ＩＢＭの担当部長は、「攻撃者は集中的にＸＰをねらってくるだろう。自治体は更新を急ぐべきだ。」と指摘をされております。更新のたびに多額の予算が必要になるため、海外ではその会社のＯＳを使い続けることに異論があります。ヨーロッパの自治体では、リナックスという安価なＯＳを導入する動きも出ているようでございます。例えば、フランス国家憲兵隊やドイツのミュンヘン市、スペインのエストレマドゥーラ州が実際にリナックスを導入いたしました。日本では、福島県会津若松市で一部のパソコンに導入がされているよう

でございますが、極めてまれな事例ですが、ご紹介をいたしました。

先ほどの答弁で更新日程をお聞きしたわけでございますけども、３点について質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、その台数、ありましたけど、対象のパソコン、ＯＳ更新の予算額はどのくらいになるかをお伺いをいたします。

２点目といたしまして、その予算はいつぐらいに立てるのか。

そして、３点目は、すべてのパソコンのＯＳ更新が対象なのかお伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

**○総務部次長（早田　弘隆君）**

北原議員の２回目のご質問のＯＳの更新の予算、それから更新方法、それから対象台数等につきましてお答えをいたします。

職員が利用するパソコンのＯＳ更新作業につきましては、新庁舎に構築するパソコンの総合的な管理を行うサーバー機器の更新とあわせて実施する予定といたしており、平成26年度に概算費用として１億4000万円を見込んでいるところでございます。また、更新の方法といたしましては、すべてのパソコンのＯＳを一括更新することにいたしております。

先ほど申し上げましたように、行政のほうで使用しておりますパソコンといたしまして660台保有いたしておりますけれども、このすべてにおいて一括更新を考えたいと思っているところでございます。

それから、議員ご指摘のとおり、また新聞等で報道されておりますように、公式サポートの終了後もウインドウズＸＰを継続利用するに当たりましては、悪意の攻撃者から情報資産を守るためのセキュリティー対策がより一層重要になるものと認識いたしております。当市では、こういったセキュリティー上の脅威に対しまして、次のような対策を行っているところでございます。

まず、インターネット経由での脅威に対応するため、ホームページの閲覧制限や不審な電子メールの自動排除及びウイルス検査を行っております。これによりまして、危険性があるホームページや問題があると判定されたホームページ等を閲覧することによる不正プログラムの導入やウイルスの感染を防いでいるところでございます。

次に、外部記憶媒体のパソコンへの接続による脅威に対応するため、各パソコンにウイルス対策ソフトを導入しており、接続された外部記憶媒体にウイルスが混入

していないか、常時検疫を行っているところでございます。また、ＵＳＢメモリ等の外部記憶媒体については、原則利用禁止といたしております。

以上のようなセキュリティー対策を基本といたしまして、サポートが終了する４月９日以降は、さらに入念な監視体制で運用に当たることで、セキュリティー事故の防止に努めてまいりたいと思っております。

また、システム面だけではなく、職員のセキュリティーに対する意識向上もセキュリティー事故防止に欠かせないものでございます。こちらにつきましても、一層の啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

ありがとうございました。

要望でございます。ＵＳＢメモリなどを介してマルウェアに感染するリスクが非常に高いですので、先ほどの答弁でありましたけども、ＵＳＢメモリ等の外部記憶媒体についてはさらなる利用禁止の徹底をお願いをいたしたいと思います。

いずれにしましても、更新またはウインドウズ８に機種変換をしないと、行政の貴重なデータ紛失を危惧いたします。予算費用の獲得、また早期のＯＳ更新をお願いをしておきます。

続きまして、３件目、レセプト・健康情報等を活用したデータヘルスの推進についてお伺いをいたします。

今年６月、閣議決定された日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、「予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり」として、データヘルス計画の策定が盛り込まれております。まずは、すべての健康保険組合がデータヘルス計画を策定し、平成27年度から実施することを目標に、今年度中に健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正することにしています。それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとしています。

データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト・健康診断情報等を活用し、意識づけ、保健事業、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画です。厚生労働省は、来年度予算概算要求において、健保組合等におけるデータヘルス計画の作成や事業

の立ち上げを支援し、また市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するための予算として97億円を計上しました。平成25年度当初予算が2.9億円なので、力の入れぐあいがわかるというものです。データヘルスは、今後の重点分野の一つであると言えます。

ここで、４点質問をいたします。

１点目、現在の健康保険法に基づく保健事業はどのようになっておりますでしょうか。

２点目、65歳以上の人口比率はどのようになっておりますか。

３点目、年間１人当たりの医療費はどのくらいかかっておりますでしょうか。

４点目、医療費削減の取り組みについて、お伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

保健事業等のご質問についてお答えをいたします。

まず、１番目の山鹿市におけます保健事業の取り組みについては、現在の重点的取り組みといたしまして、国民健康保険事業における保健事業の大きな柱は、平成20年度から医療保険者に義務づけられております特定健診、特定保健指導事業がございます。これは、国民健康保険にご加入の40歳から74歳までの方を対象に健康診査を実施し、その結果から病気へのリスクが高い方に対し、生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨などの保健指導を実施しております。加えて、山鹿市国民健康保険では、特定健診と同じ検査内容を早期発見、早期治療に効果的であることや、若いときから健康に関心を持っていただくために、19歳から39歳の方にも健康診査を独自に実施しております。また、国民健康保険加入の35歳から74歳の方へ人間ドック費用の助成を実施しており、人間ドックを受けた方もその後の特定保健指導へとつなげております。さらに、はりきゅうマッサージに対する助成も行っているところでございます。

次に、２番目の65歳以上の人口比率につきましては、今年10月末での山鹿市の人口は５万5629人、そのうち65歳以上人口が１万7660人であり、高齢化率は31.75％となっております。同じく、10月末での国民健康保険の加入者数は１万7419人、そのうち65歳から74歳の加入者数は5874人でございます。

次に、３番目の年間１人当たりの医療費の状況につきましては、平成24年度の山鹿市国民健康保険加入者の年間１人当たり医療費は34万6000円でございます。なお、平成20年度が28万7000円でしたので、比較いたしますと５万9000円の増、割合にし

て20.5％の伸びとなっております。ちなみに、平成23年度の協会けんぽ加入者の年間１人当たり医療費は15万9000円であります。

次に、４番目の医療費削減への取り組みにつきましては、国民健康保険の医療費通知やジェネリック医薬品との差額通知の送付、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を抑制するための特定健診や特定保健指導に加え、重症化予防のための訪問指導にも取り組んでおります。また、広報やチラシを利用した特定健診の受診勧奨や適正受診に関する啓発活動に取り組んでいるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

医療削減の取り組みで個人の健康管理はもとより、各個人がこの安価なジェネリック医薬品を希望することも必要だというふうに感じました。

先ほどの答弁で、山鹿市も多くの医療費が発生をしていることがわかりました。山鹿市も積極的にデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットになります。その先進的な事例が広島県呉市で、レセプトの活用によって医療費適正化に成功している呉方式として注目を集めております。

広島県呉市の事例をご紹介をいたします。

呉市は、65歳以上人口比率が約31％に上り、同規模人口の都市では高齢化率が全国第１位で、当然、医療費も膨れ上がり、2008年には１人当たりの年間医療費が約60万円と、全国平均より４割も高いという状況でございました。危機感を持った呉市は、医療費適正化へ本格的に乗り出し、まず着手したのが国保加入者へのレセプトのデータベース化です。患者が処方された医薬品や診療内容を把握し、独自に分析した上、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、今年３月までに薬剤費の削減額累計は５億円超にもなりました。これは、山鹿市も実施されているかと思いますけども、呉市はそのほか保健師や看護師による訪問指導なども行い、過度の受診を抑制することもできたとのことでございます。ただし、こうした方法をとるには、行政と地元医師会との協力関係がかぎとなります。全国各地から多数の行政関係者が、この呉市の成功の秘訣を探ろうと視察に訪れているようですが、その多くが医師会との連携構築に悩んでいるとのことでございました。

75歳以上の人口が急激に膨らむ2025年以降に向け、行政と医師会が力を合わせて、持続可能な医療制度の構築を急がなければなりません。

先ほど申し上げましたが、国民健康保険加入者のレセプトのデータ化、データヘルスに対する市の見解をお願いいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

２回目のご質問、データヘルスについての市の見解についてお答えをいたします。

ただいま、議員からご紹介いただきましたデータヘルスとは、近年、電子化が進んでいる健診やレセプトなどの健康医療情報を総合的に関連づけさせ分析することで、より効果的、効率的な保健事業への取り組みを促進するものでございます。

国は、現在の健康づくり施策「健康日本21」に加え、国民の健康寿命が延伸する社会を構築し、国民が健やかに生活し老いることができる社会を目指して、予防、健康管理等に係る具体的な取り組みを推進することを趣旨とした「日本再興戦略」を今年６月に閣議決定いたしました。その中では、平成26年度で市町村の国民健康保険者もデータヘルス計画を策定し、平成27年度から効果的な保健事業を実施することとされております。具体的にはいまだ示されてはおりませんが、山鹿市といたしましてもデータヘルス計画に基づく保健事業を実施することが、国民健康保険加入者の疾病予防や健康管理と医療費の適正化にも寄与するものと理解しており、積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

ありがとうございました。

先ほどの答弁にありましたように、データヘルス計画に基づく保健事業を実施することが、国民健康保険加入者への疾病予防や健康管理と医療費の適正化につながると思いますので、推進をよろしくお願いいたします。

「健康日本21」も平成12年から始まっておりますけども、毎日のよくない生活習慣の積み重ねによって引き起こされる生活習慣病で、日本人の３分の２近くの方が

亡くなられております。偏食、運動不足、喫煙、ストレス、生活習慣病は言うまでもなく、高血圧、脂質異常症、糖尿病、肥満が代表的なものです。これらは、死の四重奏とも呼ばれ、もちろん単独でも恐ろしい病気ですが、重複すると命にかかわる危険性が増します。生活習慣病予防に対する現在の重点的な取り組み及び今後のレセプト情報等を活用した保健事業についてお伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

３回目のご質問にお答えをいたします。

まず、生活習慣病予防に対する現在の取り組みといたしまして、特定健診受診者へご自身の健診結果を理解していただくための結果説明会を開催しております。その後、指導基準に基づき、特定健診受診者及び国民健康保険の人間ドック受診者の中で、軽度の生活習慣病やその予備軍の方への保健指導を行っております。また、検査の値から必要に応じて心電図や眼底検査などの検査を追加することで、その方の体の状態を詳しく把握し、より充実した指導が可能となるような２次検査を実施しております。

次に、今後のレセプト情報等を活用した保健事業につきましては、高血圧、糖尿病、心筋梗塞、人工透析などの発症リスクが高い方や、治療していてもコントロールができていない方、医療機関での治療を中断している方などの発症リスクが高い方についてレセプト情報を確認し、重点的に訪問面接を行い、重症化予防に力を入れているところでございます。また、同じ月に何回も医療機関を受診される方や、同じ病名で複数の医療機関を受診される方に対する訪問指導は、既に実施しているところであり、今後も継続して取り組んでまいります。

今年度中には、レセプト、特定健診及び介護情報の分析が可能となる国保データベースシステムが導入される見込みであります。これは、先に述べました総合的な健康情報を活用するデータヘルスに組み込まれたものであり、生活習慣病の予防や医療費の抑制を目標として、よりきめ細やかな指導や支援及び啓発等への効果が期待されております。山鹿市といたしましても、このようなシステムを活用した保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

続きまして、４件目、観光振興についてお伺いをしていきます。

山鹿市には、豊かな観光資源があります。山鹿市の再建、活性化のかぎになるのは、観光振興の発展といっても過言ではないかと思います。また、歴史ある山鹿市には多くの先人に残していただいた貴重な文化財や史跡があります。今、食材や生活、文化などの地域の魅力を地元の人たちが紹介してくれる地域密着型の国内旅行、地旅が注目されております。地酒や地ビールのようにその土地でしか味わえない旅という意味で、その土地の資源や魅力を生かしたテーマや目的を設定した旅行企画であります。旅行者を受け入れる側の地域が主体となり、独自の観光資源を活用した旅行商品などを企画する着地型観光であります。旅行商品が従来の大量販売型から地旅のような少量多品種型に変わりつつある現在、魅力的な地旅がふえれば地域活性化につながり、旅行者にとっても選択の幅が広がると言われております。

ここで、質問をいたします。

１点目、市民の目線にあったガイドブックにない身近な魅力ある観光コースや観光企画を市民から募集して、地旅の企画商品化を目指したらどうかと思います。

２点目、平成24年１月から12月までに、何名の観光客が本市を訪れられていますか。

３点目、やはり各地からこの山鹿市までの運行形態は、バスかと推測をいたします。観光客を確保する駐車場は足りておりますでしょうか。また、大型バスの駐車場はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

**○商工観光部長（戸次　由夫君）**

北原議員の一般質問、観光振興についてお答えいたします。

まず１点目、地域密着の国内旅行の提案につきましては、現在、本市の観光コースにつきましては市内の観光協会や関連団体と連携のもと、春夏秋冬ごとに体験、温泉、文化、食と地域を組み合わせた「山鹿のおすすめコース」を設定いたしまして、観光ホームページ「山鹿探訪なび」に紹介をいたしております。また、豊前街道沿いでは、下町惣門会によります米米惣門ツアーや、山鹿市旅先案内人の会を初めとする各ボランティア団体のガイドツアーによる観光コースが設けられておりまして、観光客にも好評を得ているところでございます。

今後も、このような関係団体との連携のもと、それから地域住民からのご提案・ご協力をいただきまして、より地域に密着した観光コースの設定、いわゆる着地型観光の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、２点目の観光客の入り込み者数につきましてお答えいたします。

平成24年度熊本県観光統計によりますと、入り込み客につきまして日帰りが350万8322人、宿泊が31万1610人、合計で381万9932人でございました。前年と比較いたしますと1.3％、約５万人の増となっております。平成22年から微増傾向にございます。また、そのうち外国人の宿泊客数については748人というふうになっております。

次に、３点目の観光客駐車場の現状と今後につきましてお答えいたします。

現在、中心市街地の観光客用の駐車場としましては、豊前街道駐車場を無料でご利用をいただいております。駐車台数は約150台で、大型バスも駐車可能でございます。昨年の11月からは利用者の利便性向上のため、豊前街道側入り口を開放いたしております。今後、当該駐車場の利用促進を図り、豊前街道を歩いていただくことによりまして、さらなる回遊性の高まり、にぎわいの創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

ありがとうございました。

昨日、さっきおっしゃいました豊前街道駐車場を見てきました。これは、都市計画の管轄かと思いますけども、午前７時半から午後11時まで開放されておりますけども、この駐車場の中でバス専用の白線も引いてないし、下のほうの駐車場は傾斜となっており、もう一歩、改善の余地はあるのではというふうに私自身は思いました。

我が国でも、外国人旅行者に外国語で観光ガイドを行い、日本の魅力を伝える通訳案内士の存在がクローズアップされております。しかし、認知度はまだまだ低く、さらに通訳案内業法の規定により、報酬を得て通訳ガイドを行うためには難関の国家試験に合格しなければなりません。国は、通訳案内士の増員を目指して、法改正で受験生の負担を軽くする政策を進めております。また、各都道府県が独自に行う

試験の合格者に対して、国はその都道府県内に限定した通訳ガイドを認めるという地域限定通訳案内士の制度も創設をされているようでございます。

質問します。

１点目、本市には何人の通訳案内士がおられますか。また、その対応語は何カ国語なのか。どのように活用されているのか。そして、今後の育成について、お伺いをいたします。

続きまして、本市への外国人観光客を引き込むためのツールである観光ポータルサイトの開設であります。ネット社会の今日、外国人が山鹿市のことを知ろうとするとき、我々と同じようにまずネットで山鹿を検索すると思います。市ホームページの観光情報をクリックしますと、山鹿探訪なびが開設されております。日本語、英語、中国語、韓国語での検索ができるようになっており、また、ユーチューブでさくら湯施設画像を見ることができ本当にすばらしい、この観光情報発信であるというふうに思いました。今後、この山鹿探訪なびを活用し、さらに海外に向けての海外戦略ＰＲについて、どのようにお考えかお伺いをいたします。

続きまして、旅先でウォーキングや食事を楽しみながら健康になろうという、ヘルスツーリズムが静かな人気を呼んでおります。全国で10カ所余りの自治体が、自然や温泉など地域資源を生かした健康ツーリズムが企画、九州でも観光客の新たな呼び水として地域を挙げた取り組みが進められていると、過日の新聞に掲載をされておりました。熊本県では天草市が取り組む自治体に入っておりました。山鹿市も自然や温泉などがあり、最適な環境かと思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

**○商工観光部長（戸次　由夫君）**

２回目のご質問の１点目、外国人観光客に対する通訳について、お答え申し上げます。

現状を申し上げますと、外国人観光客が本市を訪れる場合、そのほとんどは先方で通訳を手配され、通訳帯同での訪問でございます。本市の体制といたしましては、本市が実施する国際交流事業に対応するため、英語のボランティア通訳の登録制度を設けておりまして、本年度は13名の方が登録されております。この方々は、山鹿市が実施する事業により訪問された外国人観光客への対応も可能でございます。

また、山鹿市旅先案内人の会、それから市内の旅館・ホテルの社員の中には、英語による対応が可能な方もいらっしゃいます。その他、山鹿市日韓親善協会で把握

されている韓国語、中国語の通訳が可能な方もいらっしゃる状況でございます。

このように、常時、外国人観光客に対応できる通訳の人数は把握できておりませんが、英語、韓国語、中国語での通訳を手配することが可能な環境にございます。

２点目、山鹿探訪なびを含め、今後の海外に向けての観光ＰＲの考え方についてお答えいたします。

本市のホームページ「山鹿探訪なび」におきましては、基本的な観光情報につきまして、日本語はもとより英語、韓国語、中国語のページがあり、４カ国語に対応している状況でございます。今後も必要な情報を更新しながら、世界に向けて本市の観光情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

全般的な外国人誘致対策につきましては、熊本県や熊本県観光連盟におきまして、九州運輸局、九州観光推進機構などと連携いたしまして、東南アジアを中心に欧米等もターゲットとして、海外メディア関係者や旅行会社へのプロモーションや、旅行会社や交通事業者とのタイアップ事業などの展開も行っておりまして、積極的な誘致促進が図られている状況でございます。市としましては、こうした取り組みに対しまして必要な情報を提供するとともに、連携した取り組みを行い、外国人観光客の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

３点目、ヘルスツーリズムにつきましては、現在、本市におきましては、観光面での取り組みにつきましては、平成24年度から二日間にわたり豊かな山鹿市の歴史、自然を満喫しながらウォーキングを楽しみます「山鹿満喫湯らっとウォーク」を開催いたしております。このほか、鞠智城や岳間渓谷周辺など、市内各地でウォーキング大会が開催されております。本格的なヘルスツーリズムの実施に当たりましては、医療、健康増進、社会体育などの各分野との調整・連携が必要になります。当面は、個性ある複数の温泉を積極的にＰＲするとともに、おもてなしに重点をおいたウォーキング大会などの開催を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○７番（北原　昭三君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

**○７番（北原　昭三君）**

ありがとうございました。

さらなる観光振興をよろしくお願いをしておきます。

３回目は、市長にお伺いをいたします。

平成22年12月定例会におきまして、この観光振興についてということで質問をいたしております。そのときの議事録を読みます。本市には、豊前街道の町並みや数多くの歴史的資源や複数のすばらしい温泉などがあります。こうした資源を大事にし、市長みずから観光の振興を図っていただきたいと思います。一つの市では今後の観光振興は難しい部分があると思われます。例えば、菊池川流域の温泉を有する玉名市、山鹿市、菊池市の３市長が今まで以上に連携され、同じテーマで協議し活性化を図り、明年の九州新幹線の開業を機に中嶋市長が音頭をとり、三つの市を生かした観光ルートの推進を要望しておりました。そのときの市長答弁は、「流域古代史を通しての観光戦略会議検討会も開催されることになっております。今後、関西方面等に対する誘客活動を行う中、この菊池川流域３市が熊本県観光振興の一翼を担う貴重な役割を果たすことができる存在にならなければならないと思っておりますし、また本市がその中心的な存在にならなければならないと考えております。」との答弁でございました。中心的な存在としての取り組まれた事業等は何があるのか。また、効果はどのくらい出たのか。山鹿市をさらに観光の町にするためには何が必要と思われますか。お伺いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（藤原　弘君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

北原議員の３回目のご質問にお答えをいたします。

九州新幹線開業以降、本市におきましては、「八千代座開業100周年」や「さくら湯の開湯」など、100年単位の大きなプロジェクトを実施し、観光面のＰＲの強化や資源の充実を図ってまいりました。また、菊池川流域、県北の近隣自治体とスクラムを組んでの観光宣伝、誘致活動にも積極的に取り組んでおります。

具体的な取り組みといたしましては、平成23年３月の九州新幹線全線開業後、福岡都市圏はもとより広島・関西方面からのさらなる誘客を促進するため、菊池川流域の菊池市、玉名市、和水町と連携し、広島市や大阪市におきまして観光キャンペーンの実施、旅行会社・マスコミ各社の訪問など合同観光ＰＲ事業を毎年実施してまいりました。また平成24年度から県北の三つの地域振興局管内自治体が連携し、熊本県北交流拡大プロジェクトを展開し、宿泊客の動態分析やモニターツアーなど誘客促進のための事業を実施いたしております。

さらに、平成25年度から熊本県においては、菊池地域振興局に県北広域本部が設置され、菊池・玉名・鹿本地域振興局管内の自治体が連携した地域振興事業を展開

しております。本市においては、県北地域の中でその役割を果たしながら事業に取り組んでおります。

こうした成果として、平成21年まで毎年減少傾向にあった観光客の総入り込み客数が、平成22年から増加に転じております。今後も、熊本県を初め菊池川流域、県北地域の自治体と連携し、誘客活動をしっかりと展開してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、横手　啓介君の発言を許します。横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

**○15番（横手　啓介君）**

皆さん、こんにちは。

本日最後の質問者となります。耳のほうだけこちらのほうにお貸しいただきますようお願いします。

さきの日曜日に、防災無線で「市街地にイノシシが群れで出没してます。ご注意ください。」というような放送がありました。山のほうにえさがないのか、もしくは町のほうに人がいないのかわかりませんけど、その両方だと思いますけど、イノシシも町の中まで出没するようになってまいりました。

それでは、質問をいたします。

今回は、中心市街地商店街の活性化と大型店出店についてということで、１点質問させていただきます。

先日の議会開会、そして、その後の全員協議会の席で、農林部より「桜町近辺に大型店出店により農業振興地域除外の申請が行われた。過去においては、中心市街地活性化基本計画実施中であり申請を却下してきたが、今回は今年３月31日でその基本計画の実施期間を過ぎていたため、審議会に諮り農振除外の申請を了承した。」という報告がありました。つまり、株式会社コメリ、ホームセンターであります。それが、１万6189平米。それと、イオンタウン、すなわち24時間営業の施設を含む複合商業施設、４万2940平米。私なりに調べたところでありますが、この数日の間に、各商店街でこの大型店のことにつき話し合いが持たれております。「これで、山鹿のお店もなくなるだろう。」とか、「いよいよ町中もいかんばい。」というような悲観的な言葉ばかりが聞こえてきます。私としても、せっかく来年には市役所が完成し、さくら湯も開湯１年を経過し、さあ、これからだと思う矢先に、この大型店の出店の話であります。何とも言えない気持ちであります。その気持ちをお伝えし、質問を行います。

１点目は、出店計画には、株式会社コメリの着工は平成26年６月、完了は同年12月。イオンタウンは着工、平成26年10月、完了は平成27年７月となっております。先日の説明では、３年はかかるというようなことでした。今後の開店までのスケジュールをお教えください。

２点目、今、私が述べましたけども、この出店の情報がごく最近わかったものであります。そして、それぞれに違った情報が入り乱れ、私自身も何が正しくどれがうわさなのかわからず困惑しております。１点目の質問と重複すると思いますが、その内容をお知らせください。また、この情報は、商業者への告知はいつになるのかも、あわせてお答えください。

３点目、市としての今回の大型店出店に対する考え方をお知らせください。

以上、１回目を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

**○農林部長（栃原　栄一君）**

横手議員の一般質問、桜町、明治町地区の大型店出店計画に関するスケジュールについてお答えいたします。

この件につきましては、情報が錯綜しておりますので、計画概要とスケジュールを整理しましてお答えいたします。

同地区には、２事業者よりそれぞれ別の事業計画が提出されております。事業計画による開発規模につきましては、株式会社コメリは開発面積約１万6000平方メートル、建築面積約6000平方メートルのホームセンターでございます。次に、イオンタウン株式会社は、開発面積約４万3000平方メートル、建築面積約１万3500平方メートルの複合商業施設でございます。

スケジュールにつきましては、株式会社コメリは開発面積が４万平方メートル未満であるため、農振除外・農地転用については、県の同意・許可案件となり、11月から県への事前協議を開始しております。最短では、平成26年の中ごろには、農振除外・農地転用の許可を見込んでおり、開発の着工につきましてはその後となります。ただし、大店立地法による交通解析が求められ、結果によっては車道拡幅等の条件整備が必要になることも予想され、県同意・許可が遅れる可能性があります。

次に、イオンタウン株式会社は、開発面積が４万平方メートルを超えているため、農振除外・農地転用については国の同意・許可案件となりますので、その前の段階として11月から県への事前相談を開始しております。今後、熊本県、九州農政局との協議になりますが、計画されている建築面積が１万平米を超えているため、都市

計画法に基づく用途地域の指定などの協議を進めてまいります。しかし、その場合は立地評価や交通解析等を行うことが求められ、公安委員会や道路管理者などとの協議も必要になります。

今後のスケジュールにつきましては、農振除外、農地転用、都市計画法に基づく用途地域の指定及び開発許可が必要となり、他の地域の事例で開発許可までに約3年間の期間を要しておりますので、本件につきましても同様の期間の３年間を見込んでおります。

なお、商工団体や地域住民の皆様などへの情報提供については、大店立地法に基づく事業者による説明会を開催されることになります。株式会社コメリにつきましては、農振除外・農地転用許可後２カ月以内、イオンタウン株式会社につきましては、農振除外に関する農政局協議への準備が整う平成26年後半になると見込んでおります。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

**○商工観光部長（戸次　由夫君）**

横手議員の３点目のご質問、大型店出店計画に伴う市の考え方についてお答えいたします。

まず、大型小売店舗に関する法的なことをご説明申し上げます。従来の大店法におきましては、大型店舗周辺の中小小売業の事業活動の機会の適正な確保を目的としておりまして、開店日・売り場面積・閉店時間・休業日数の調整項目に関しまして、地元商業団体等の意見を反映することにより、商業の需給調整機能を果たしてまいりました。

しかし、大店法にかわる現在の大店立地法におきましては、交通渋滞・駐車場・騒音・廃棄物対策の適正化など、大型店舗周辺の生活環境を保持すること目的としておりまして、地方公共団体が必要な対策を講じる場合、商業の需給調整的な運用はできないというふうにされております。

したがいまして、現在の大店立地法のもとでは、地元中小小売業を保護・育成するため、大型店舗の出店を規制することは難しい状況でございます。

なお、大店立地法の運用主体は県でございますが、熊本県におきましては大店立地法に基づく手続とは別に、大型店の立地に関するガイドラインを定めておりまして、大型店に求める具体的な地域貢献策を示しまして、出店計画及び地域貢献計画の知事への届け出、それから地元説明会を初め、開業後の主体的な地域貢献の取り

組みを求めております。

市としましても、このガイドラインに基づきまして、大型店と地域、とりわけ地元商業団体や中小小売業者の皆様との良好な関係と合意形成について、誠意を持った対応を求めながら、競争ではなく共存共栄を旨といたしまして、大型店の地域貢献活動を促してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○15番（横手　啓介君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

**○15番（横手　啓介君）**

２回目の質問をいたします。

中心市街地活性化基本計画の期間が終わったということが、今回の大型店出店の許可の一つの要因であったということはわかります。確かにこの期間において、先ほども申したとおり、市庁舎の建設、八千代座交流施設の建設、さくら湯の再建などなど、中心部においての建設ラッシュがありました。中心商店街からすると本当にありがたいことであります。各商店街も、それぞれに商店街の活性化のために頑張ってきていると私は感じます。しかしながら、なかなか景気は好転せず、政権交代によるアベノミクスもどこ行く風で、まだまだ不況の波が次から次へと押し寄せている現状です。その中にあって、今回の大型店出店がさらなる大波となり、山鹿の商店を一飲みにされないかと非常に心配をいたしております。

ここで、まず１点目、大型店の出店が中心市街地のみならず、山鹿の商店に及ぼす影響はどのように考えるのかお聞きをいたします。また、その対策・対応は考えられるのかあわせてお聞かせください。

次に、私、今年から建設経済委員会に席を置いております。そこで、今年は幾つかの農業者団体と意見交換会に出席し、農業問題について勉強させていただきました。農業を取り巻く環境は、非常に厳しく大変なものだと痛感いたしました。中でも、後継者不足・耕作放棄地・嫁不足などなど本当に切実な悩みを持っておられました。しかし、このことは商業者にとっても同じだと感じた次第です。後継者不足・嫁不足はもちろん、耕作放棄地、いわゆる空き店舗であります。共通した悩み、いや、それ以上かもしれません。農業者には、国策としての支援事業がたくさんありますが、商業者にとりましてはないなというふうな実感であります。あとは市単独の展開になろうかと思いますがいかがでしょう。

次に、２点目の質問を行います。

ただいま申しました空き店舗についてでありますが、このことは３月議会でも質問いたしましたが、中心市街地活性化基本計画が終了した現在、危険家屋に対する、これは中心市街地のことでございます、商業者のことでございますが、危険家屋に対する市の対応はどうなっておるのか。熊本市においては、12月議会に、老朽家屋管理条例が提出されており、どこの自治体でも同様の問題を抱えておるんだなというふうに感じました。当市の対応はいかがなものかをお聞きいたします。

以上、２回目を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

**○商工観光部長（戸次　由夫君）**

横手議員の２回目のご質問の１点目、大型店出店に伴う中心市街地及び地域商店街への影響などについてお答えいたします。

中心市街地を含む商店街・小売業の皆様方の現状は、郊外型のスーパーマーケット・ドラッグストア・コンビニエンスストア等の進出に加え、商業者の高齢化、後継者問題など厳しいものがあると認識しております。今回の大型店の出店が実現した場合、厳しい状況にさらに拍車がかかることが懸念されるところでございまして、私どもも憂慮しているところでございます。

一方で、想定してあります商圏の規模は、和水町・旧七城町・旧植木町などを含む９万人規模でございます。市外からも多くの集客が期待できるともに、市外の大型店舗への買い物客の流出防止など、交流人口の増加にはつながるというふうに考えております。また、新たな地元雇用の創出も期待できるところでございます。

中心市街地を含む周辺商店街におきましても、交流人口の増加を生かしまして、市外等からの多くの来訪者の流れを引き込むことで、商圏の拡大や商品購買力の増大が可能となると考えております。来訪者の流れをいかに引き込むかは、非常に難しい課題ではございますが、大型店舗にはない特色と魅力ある個店づくり・商店街づくりが必要でありまして、基本的には商店街自身の自主的・自立的な取り組みがまず必要だというふうに思っております。特に、中心市街地におきましては、豊前街道かいわいのさくら湯・八千代座を初め、歴史・文化などの誇れる特色ある資源を有しております。これらを生かしまして、何とか盛り上げようと活動されております商工観光団体、それから地域おこし団体の皆様と一体となり、商業さらには観光の空間としてにぎわいの創出を進める必要があるというふうに考えております。

次に、ご指摘がありました商業振興と農業振興に対する支援の格差につきまして

は、国の制度にも非常に大きく関係しているんではないかと考えております。農業に対する支援策は、農業者に直接支援する補助制度等もあろうかと思いますが、商業関連につきましては全国的に見ましても商店街等の共同事業に対しての補助制度が中心となっており、商業者に対しましての支援は融資制度が主な支援策になっているのが現状でございます。

市としましては、現在、商店街の空き店舗対策ですとか、がんばる商店街支援制度により、意欲的な商店街などの取り組みを支援しております。この制度は、ぜひ今後、継続してまいりたいというふうに考えております。特に空き店舗対策事業は、県内でも先駆けて実施しておりまして、一定の成果も上がってきているというところでございます。

今後におきましても他の自治体の優良事例等も調査しながら、地元商工団体の皆様などの声をしっかりお聞きしまして、地域の実情に合った効果的な支援策を研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、中心市街地における老朽店舗等の改修対策についてお答えいたします。

本市の中心市街地活性化基本計画は、本年３月末をもって４年５カ月の国の認定期間を終了しまして、ハード事業・ソフト事業合わせて51事業を実施してまいりました。特に、中核事業であります温泉プラザとさくら湯再生事業など、中心市街地の活性化についてのハード面での基盤づくりが整ったところでございます。

ご質問の豊前街道沿いの町並みの景観を阻害している老朽店舗等の解消につきましては、引き続き、まちなみ整備事業、それから、商業者への融資制度などを活用いただきまして、建物の保存・修復・修景を所有者の協力を得ながら進めまして、観光商業機能と居住機能が共存した中心市街地のまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、店舗を含めました老朽化した空き家等の対策につきましては、国における空き家等対策を目的とした法的な整備の動向を注視しますとともに、他の自治体の取り組みを参考にしながら、本市におきましても空き家等の適正管理に関します条例の制定に向けた作業を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○15番（横手　啓介君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

**○15番（横手　啓介君）**

３回目でございますけども、これはもう質問ではなくて、ちょっと思いを述べさせていただきます。

現在、ＴＰＰの問題、これ山鹿市においても話題となっております。市行政においても、国に対してＴＰＰ参加の反対を要望している状態でもあります。私としても同感であります。このＴＰＰ参加は、私たちの生活、とりわけ農業者にとっての影響はとても大きいものであります。商業者・商店にとりまして、この大型店の進出と農業者にとってのＴＰＰ参加と、何か同じもののように考えます。

先ほど答弁で、大型店との共存共栄を旨とするというような市の考えというようなことでございました。それが可能なのか、疑問に思うところです。イズミ、いわゆるゆめタウンやゆめマートですが、そのイズミが進出するとイオンがまたそれに進出してくる。また、その逆でイオンが出店すると、その後すぐにイズミが出てくると。その大型店同士の競争が行われているところです。そのはざまにあって、中小零細商店はだんだんと体力がなくなり、そしてついにはシャッターを降ろさざるを得ないような状況になっていくわけです。せっかくプラザが改修され、まだまだ順調に業績を伸ばしているわけではありません。また、商店街の数も年を重ねるごとに減っている現状にあります。そういう中に、この大型店同士の戦争が始まると、後はどうなるのか、想像ができると思います。ぜひとも商業者や商店街の現状を理解され、充実したご支援をお願いをいたします。

以上、質問を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、横手君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時15分　散会

～～～

１２月１２日(木曜日)

# 平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議　事　日　程（第３号）

平成25年12月12日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．芹川　正美

一般質問

（１）減反廃止に伴う本市の農業政策について

（２）臨時職員（非常勤職員）について

（３）小学校における英語授業について

２．吉本　政幸

一般質問

（１）介護保険給付費増額補正及び認知症ついて

①保険給付費の増額の要因、今後の取り組み検討について

②認知症の発症原因と山鹿市における患者数について

③認知症予防対策と発症患者への対応について

（２）チヨマツ、灯籠ポスターの利活用について

①チヨマツの現在までの活動状況、灯籠ポスターの絵の利活用状況について

②今後の取り組みについて

３．池田　誠一

一般質問

（１）地方自治体における地方分権及び地方主権の考え方について

（２）教育行政について

①義務教育課程の中での学校教育の位置づけについて

②部活動における全国大会出場等に対する市の対応について

４．永田　紘二

質　　疑

（１）議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

①P12　（目）高齢者福祉総務費　管理経費について

一般質問

（１）学校規模適正化事業について

（２）特別支援学校の誘致について

（３）山鹿市組織改編について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（20名）**

| | |
|---|---|
| １番 | 服部香代君 |
| ２番 | 冨田弘海君 |
| ３番 | 永田　健君 |
| ４番 | 稲葉　昇君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎君 |
| ６番 | 藤本峰秀君 |
| ７番 | 北原昭三君 |
| ８番 | 芹川正美君 |
| ９番 | 藤原　豊君 |
| 10番 | 平井邦廣君 |
| 11番 | 吉本政幸君 |
| 12番 | 池田誠一君 |
| 13番 | 堀　茂幸君 |
| 14番 | 永田紘二君 |
| 15番 | 横手啓介君 |
| 16番 | 藤原　弘君 |
| 17番 | 太田黒鐵郎君 |
| 18番 | 丸山寛治君 |
| 19番 | 寺崎勇児君 |
| 20番 | 丸山康昭君 |

○

**説明のため出席した者**

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 有働　博君 |

| | |
|---|---|
| 農林部長 | 栃原栄一君 |
| 商工観光部長 | 戸次由夫君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 幸村英星君 |
| 山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 木村厚男君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 米加田純正君 |
| 総務部次長兼秘書課長 | 早田弘隆君 |
| 市民福祉部次長 | 坂梨真樹君 |
| 山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長 | 飯田啓詩君 |
| 建設部次長 | 原　弘文君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 教育部首席教育審議員 | 熊野　浩君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |
| 企画課長 | 大林秀樹君 |
| いきがい推進課長 | 江藤一洋君 |
| 介護保険課長 | 佐藤アキ君 |
| 農林振興課長 | 才田豊昭君 |
| 農村整備課長 | 竹田吉郎君 |
| 商工課長 | 冨田龍也君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |

○

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 首席審議員兼議会事務局長 | 奥村正文君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 小山　天君 |
| 書記 | 高木善彦君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（藤原　弘君）**

これより、本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。芹川　正美君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

**○８番（芹川　正美君）**

おはようございます。

８番議員の芹川　正美です。通告に従いまして、３問、質問をさせていただきます。一問一答方式にて、お願いを申し上げます。

まず、１問目、減反廃止に伴う本市の農業政策についてお伺いをいたします。所管事項でありますので、自分の思いを含めまして、質問等させていただきます。

昨日も横手議員のほうからＴＰＰ問題につきまして、反対意見が出されました。米をつくる農業者として、大変うれしく思った次第でございます。

ＴＰＰ問題が解決せぬままに、政府は大きな決断をいたしました。５年後において減反廃止が決まり、食管法にも守られながらきた今日の米産業に、大きな波紋が来たように感じます。

減反政策は、1970年、米余りの現象に始まりまして43年間続いております。食管法廃止後も18年間続いたわけですけれども、今回の米政策を見るときに、食用米はふやさず、飼料用米、米、麦、大豆等の増産に力を入れようといった趣旨内容と思われます。

政府の方針としまして、水田フル活用で痛みの伴わない転作への誘導転換といった大変優しい表現となっておりますけれども、現実としては大変厳しいものでございます。もし、ＴＰＰ交渉が妥結した場合に、農産物の輸入はふえ食料自給率が低下するのは明らかです。

政府が国民に約束した食料自給率の向上とは矛盾することになりますし、農業者の不信感は高まるばかりと思います。このような中で、本市農業に与える影響が心配されるところです。

５年後とはいえ、少しずつの構え、準備が必要ではないでしょうか。早期の計画、農協との連携も含めた検討をしていただきたいというふうに思います。

今後の取り組みについてをお伺いをいたします。

１問目を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

これより、執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

**○農林部長（栃原　栄一君）**

おはようございます。

芹川議員の一般質問の１点目、減反廃止等来年度以降の国の施策等についてお答えいたします。

政府の農林水産業地域の活力創造本部は、５年後をめどに1970年から続く米の生産調整、いわゆる減反を廃止することを決定いたしました。５年後の減反廃止に伴う米政策の見直しは、需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払いの充実、ニーズに応じた生産など、さまざまな情報を提供できる環境整備を進め、定着状況を見ながら生産者や集荷業者等が中心となり、円滑に需要に応じた生産ができるよう関係者等が一体となりまして取り組むこととなっております。それに伴い、平成22年度から始まった減反に参加する農家に支給されております米の直接支払交付金につきまして、来年度からは、これまでの10アール当たり１万5000円から7500円に半減されることがまとめられました。また、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金によりまして、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図ることとされております。そのために、飼料用米・米粉用米につきまして数量払いが導入され、上限で10アール当たり10万5000円が交付されることとなっております。

畑作物の麦、大豆、そばなどの直接支払交付金につきましては、平成26年産は単価の変動はあるもののすべての農家に対しまして交付されますが、平成27年産以降は認定農業者、集落営農組織及び認定就農者に限り交付される見込みとなっております。さらに、来年度から農村の新しい補助制度、日本型直接支払制度を創設することがさきに述べた政府の活力創造本部の中で決定されております。この日本型直接支払制度につきましては、今までの農地・水保全管理支払いを平成26年度で組み替えしまして、現在の共同活動を整理し、農業者の共同活動に対する農地維持支払いと、地域住民の共同活動に対する資源向上支払いとしまして、両方を交付できる内容となっております。

単価につきましては、現在のところ水田の場合、上限で農地維持支払いが10アール当たり3000円、資源向上支払いが10アール当たり2400円と示されているところです。

以上のように、農政にかかわる政策が大幅に変わることとなっておりますので、市としましては国の動向を見守り、情勢をしっかりと把握しながら農家の皆さんの不安解消に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

**○８番（芹川　正美君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

**○８番（芹川　正美君）**

ご答弁、大変ありがとうございました。

農業政策がどう変わるかは、目に見えない時期ですので、このようなことをしっかりと踏まえまして、お願いをしたいと思います。

農業の多様な価値をきちんと評価することが私たちの役目であると思います。ＴＰＰを含め、本市の農業を衰退することなくリードすることが行政の役目とも思います。若手が将来を見通しできる農業施策づくりをお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

次に、２問目、臨時職員・非常勤職員についてをお伺いをいたします。

合併時において、計画に基づいた本市職員の大幅な削減が行われております。職員の減少で総合支所を含め市民サービスに欠けた部分が出ているのではないかという観点から質問をさせていただきます。

忙しい時期は、どうしても臨時職員が必要となります。育児休業や病気休職中の職員の代替、また選挙事務等の短期事業、保健師、栄養士などの資格などもあるように思いますが、各部署の人数、職種、賃金などについて、本市の状況についてお伺いをいたします。

よろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

**○総務部長（本多　隆文君）**

おはようございます。

芹川議員の一般質問の２点目、臨時職員・非常勤職員についてお答えをいたします。

まず、本市の職員数につきましては、普通会計職員を平成17年４月の670名から

165名を削減し、平成25年４月で505名としております。これは、合併時の計画に基づき、15年間で200名削減という方針を厳しい社会経済情勢を反映しまして前倒しし、10年間で達成するよう第１次、第２次の定員適正化計画を定めたものでありまして、平成27年度を第２次計画の期限としているものです。

次に、臨時職員・非常勤職員の状況についてお答えいたします。

まず、臨時職員につきましては、本年４月の時点におきまして、保育士・幼稚園教諭が69名、給食調理員等が51名、学校関係事務・指導員・用務員が47名、その他事務等が９名の合計176名でございます。

続きまして、非常勤職員につきましては、介護支援専門員・調査員等が29名、保健師・栄養士・看護師等が17名、公民館・図書館等の施設が37名、その他相談員が12名の合計95名でございます。

これらの臨時職員及び非常勤職員を合わせた総数は271名でございまして、これは平成17年度と比較をいたしますと臨時職員が47名減、非常勤職員が13名増の合計の34名減となっております。主な要因といたしましては、施設の民間移譲等による減少と、介護保険制度など新たな事業や教育事務所の廃止に伴う充実などによるものです。

続きまして、賃金の状況等について、お答えいたします。

賃金につきましては、一般的な事務職員は日額5700円でございますが、免許・資格職種につきましては保育士・介護支援専門員が日額7800円、保健師が日額7300円、看護師・管理栄養士が日額7100円など、その高い専門性を反映させた賃金としているところです。

雇用期間につきましても原則は単年度ですが、免許・資格職種は人員確保が非常に難しく、それぞれの担当部署において非常に苦慮している状況でございます。そのため、新規募集を行いながら、必要に応じまして再度の任用を行っている状況となっているものです。

今後につきましては、平成27年度以降の普通交付税の算定特例の段階的縮減を見据えまして、すべての分野において事務事業の見直し、民間活用の推進等を図りながら職員数の削減を図るとともに、臨時職員・非常勤職員が職員の代替として増加することがないよう適正な行政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁といたします。

**○８番（芹川　正美君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

**○８番（芹川　正美君）**

大変ありがとうございました。

ある程度の任用も必要と思われます。臨時職員の待遇改善を図りながら、市民サービスの向上に頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、３問目にさせていただきます。

小学校における英語授業についてをお願いを申し上げます。

孫の通う保育所にマット先生、アメリカの英語教師ですけれども、４、５歳児にアルファベット、歌、ゲームでの英語教育を行っておられます。孫とのやりとりも英語ですることもあるように思うこのごろでございます。また、近くに中国、フィリピンからのお嫁さんがおられます。当然、お母さんの影響で子どもたちは母国語、英語、日本語の三つの言葉を片言でございますが教えられておられます。自然に身につく家庭の語学力も一つの手段ではないかというふうに思います。

先日、新聞の紙面に大きく文科省の方針として「英語授業を小３から。５、６年は正式教科」との見出しがありました。2020年をめどに全面実施を目指すということでございますが、一部の自治体では、学校では独自に現在行っているところもあるとの記事でございました。世界で活躍する人材を育成するために、早い時期から基礎的な英語力を身につけさせるのが目的ということでございますが、国際力を養うためには、英語力が必要と思います。本市の小学校における英語授業についてをお伺いをさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

熊野教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

**○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）**

芹川議員、３点目のご質問、小学校における英語の授業についてお答えいたします。

平成25年５月28日に公表されました教育再生実行会議の第３次提言の中で、小学校英語を教科化とする方針が盛り込まれました。現在、小学校では５年生と６年生に、教科ではない領域の一つとして外国語活動の授業が週に１回、年間35時間行われております。学級担任が授業を行うことが基本ですが、山鹿市では全小学校に年間35回程度、外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し、学級担任とＡＬＴとの共同の授業が実施されております。

外国語活動の目標は、英語の音声になれ親しむことであるため、活動の中心とな

るのは聞くこと、話すことであり、体験的に音に親しむことを大切にしております。

ＡＬＴの派遣につきましては、小学校の５年生と６年生、加えて中学校への配置のほかにも、既に小学校１年生から４年生までや幼稚園児を対象にも、要請のあった学校・幼稚園に山鹿市雇用のＡＬＴ３名を派遣しております。小学校では、国際理解教育の一環として活用され、幼稚園では歌やゲームなどを通して外国の文化に触れさせる活動が計画されています。

これからの教科化に伴い考えられることは、授業時数の増加、実施学年の早期化などです。中学、高校を含めた英語科の目標、指導内容、評価の方法などのカリキュラムを準備すること、全国の小学校教員の研修、大学の小学校教員養成課程での小学校英語の科目の履修などの準備が必要となってまいります。次の学習指導要領改訂の全体の動きの中で、これらの準備と検討が進められるものと思われます。

現在、熊本県では小学校教員採用の際に、別枠として英語の免許を所持する者の採用を進めており、山鹿市の小学校にも６名の英語の免許を持っている者が配置されております。

山鹿市教育委員会としましては、小学校外国語活動担当者と中学校の英語科教員、それにＡＬＴとの合同研修を年２回実施し、指導力の向上と外国語教育における小中連携を図っております。

今後も、国や県の動向を踏まえながら、これからの英語の授業に対応できるように教員の英語の指導力向上にさらに努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

**○８番（芹川　正美君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

**○８番（芹川　正美君）**

ご答弁、大変ありがとうございました。

本市にも立派な英語の先生がおられるようでございます。小中連携を図りながら、英語力の向上を目指していただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本　政幸君の発言を許します。吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

**○11番（吉本　政幸君）**

おはようございます。

11番、吉本です。通告に従いまして、２点お伺いいたします。

１点目の介護保険の保険給付費についてと関連しまして、認知症についてでありますが、まず最初に質疑でもよかったのかなと思いましたけれども、質問という形でとらせていただきます。

議案第98号　介護保険事業特別会計、保険給付費の増額補正の部分を尋ねます。

この保険給付費については、平成20年度あたりからの決算の状況を見てみますと、やはり高齢化の現在に則するように、毎年度２億円程度の伸びがあっているように感じております。ただ、平成23年、平成24年決算においては、もちろん伸びはありますが、不用額が平成23年２億7000万円、平成24年２億5000万円と出ており、補正も行われておりません。ただ、気になったのが、昨年度52億6000万円の決算の状況に対して、本年度の当初予算は55億円組まれております。これに、今回の補正１億4500万円が追加となり、決算的には例年以上の伸びになるように思います。

そこで、この要因についてどう把握されているのか。また、先ほども申しましたが、高齢化社会を迎える現在では必要な部分でもあり対応も難しいと感じます。今後、どのような取り組みを考えておられるかお尋ねいたします。

次に、２点目であります。

チヨマツ、灯籠ポスターの利活用についてお聞きします。

通告書では、一緒にやるように書いておりましたけれども、まず最初にチヨマツ、それから灯籠ポスターという形でさせてもらいます。

このことは、ご存じの県のゆるキャラ「くまモン」の活躍を見るにつけ感じていたことです。先般も流行語大賞の発表、表彰会場にもご当地キャラの代表として出席している報道があっておりました。熊本のＰＲには非常に貢献しているように感じております。くまモンの窓口となっている県のブランド推進課にお尋ねしましたところ、現在、全国的な活動のように動いておりますので、平成24年度のことでありますが、2400件の催しに出席、1000件程度はお断りをしている状態とのことでした。また、グッズ関連の販売だけで293億円の売り上げがあり、経済的効果にも大きな貢献をしているものと考えます。全国的にも彦根市のひこにゃん、船橋市のふなっしーなど、よく目にいたします。

そこで、山鹿市のゆるキャラ「チヨマツ」のことが頭に浮かぶわけです。チヨマツの活動状況をなかなか目の当たりにする機会が少なく、どうしているのか気にかかります。

そこで、チヨマツの現在までの活動状況、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

おはようございます。

保険給付費の状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

保険給付費につきましては、過去３年間の要介護認定者や給付費の伸びを勘案した上で当初予算に計上しておりましたが、見込みをさらに上回る給付費の伸びが見られたため、今回補正予算をお願いするものでございます。

その伸びの要因について精査しましたところ、利用者実人員の伸びというより、デイサービスやデイケアなどの居宅サービスの延べ利用日数が予想以上にふえていることが主な要因で、背景には市内、市外を含めたサービス事業所数の増加がございます。

事業所の数がふえるということは、利用者にとりましては選択肢がふえるというメリットがある反面、供給が需要を生むという側面もあり、利用回数の増やサービス量全体の増加につながりやすくなります。また、国の住宅政策と連動した高齢者向けの集合住宅が近隣市町村でふえており、そこに併設してサービスを提供する事業所の増加が目立っております。そのことが、給付の伸びにも影響しているものと考えられます。

しかしながら、それらの居宅サービスにつきましては、県や市の計画に基づいて整備する入所施設等と違い、市が事業参入を制限することはできない仕組みとなっております。そのため、今後、市で取り組むことといたしましては、ケアマネージャーが作成するケアプラン点検等をさらに強化し、サービス内容や回数が真に利用者の自立支援に資する適正なものかを検証し、これまで以上に介護給付費の適正化に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

**○教育部長（木村　厚男君）**

おはようございます。

吉本議員の一般質問、チヨマツの現在までの活動状況及び今後の取り組みにつき

ましてお答えをいたします。

まず、チヨマツの誕生の経緯についてご説明をいたします。

チヨマツは、平成23年、平成24年にわたって行いました八千代座100周年記念事業の一環として、八千代座と山鹿市を広くＰＲすることを目的にイメージキャラクターのデザインと名前の募集を行いまして、798点の応募の中から選ばれて決定をしたものでございます。

100周年事業中は、ポスターやチラシなどの印刷物に掲載されたり、タペストリーをつくって各所に提示したり、缶バッチにして身につけたりして100周年事業を盛り上げてきたところでございます。また、着ぐるみもつくられまして、100周年事業のいろいろなイベントに登場しては場を盛り上げて活躍をしてきたところでございます。

100周年事業終了後も着ぐるみにつきましては、いろいろなイベントの折に借用申し込みがありまして、随時利用者に貸し出して、当初の目的であります八千代座と山鹿市を広くＰＲすることに貢献をしているところでございます。

チヨマツの着ぐるみとしての活動状況でございますけれども、昨年、平成24年度におきましては25回、本年度につきましては22回の活動を行っているところでございます。

具体的な活動内容といたしましては、市内外の観光イベントや農林産物の物産展、保育所や幼稚園、市民医療センターや介護事業所等の夏祭り、小学校や高校の体育祭など多岐にわたっていろんな場所に出向いて活躍しているところでございます。

続きまして、チヨマツの今後の取り組みについてお答えをいたします。

今後の取り組みの方針といたしましては、これまで同様、市内外を問わず、観光や商工業、農業、福祉関係等のさまざまなイベント、学校関係の行事にも出場をいたしまして、チヨマツ誕生の所期の目的であります八千代座と山鹿市を広くＰＲし、市民の皆さんから愛され、明るい笑顔を贈ることができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○11番（吉本　政幸君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

**○11番（吉本　政幸君）**

介護保険の保険料につきましては、利用がふえればどうしても保険料の負担がふ

え、不満の声も聞こえるというような痛しかゆしの面もありますが、しっかりとした考えを持って対処を願うところです。

次に、介護と言うときに頭に浮かびますのが、もちろん身体的なものはもちろんでございますが、最近、認知症の話をよく耳にします。それも、体的にはそれほど悪くない方のことが聞こえてまいります。

先般、テレビでも特集のような番組があっておりました。全国で800万人の方々が認知症を発症しているとのことだったと記憶しております。

徘回等の行動が危惧されており、特に軽度の方が帰り道がわからなくなったりする事例が報告されており、私の近所の方でございますが、元々南関出身でうちの近所に来られていらっしゃいますけれども、その方、久留米に親戚かなんかあって、そこまで行かれたそうです。電話については、かけ方についてはわかっていらっしゃったのかもしりませんけれども、久留米市から電話があって、「帰り道がわからん、どぎゃんするとよかろうか」ということを電話されたというふうなことを聞きました。そのとき、息子さんと二人で迎えに行かれたという話も聞きました。発症の要因は、いろいろテレビ等でもあっていると思いますが、その内容ちょっとお尋ねいたします。

また、山鹿市における発症されていると思われる患者さん、どの程度おられるのかお尋ねします。

２点目のチヨマツについては、山鹿市のＰＲに貢献しているとのことで、安心というかわかった次第です。ただ、もっと多く山鹿市のイベントには押しかけてでも顔を出してくれればと感じます。市全体でどれだけの方々がチヨマツを知っているのかと思うときもあります。今後ともぜひ検討して、しっかりした活動、そして山鹿のＰＲに努めていただきたいというふうに、もちろん八千代座もですけれども、よろしくお願いしておきます。

次に、同じく山鹿市のＰＲにつながる、もう一つのキャラクターではありませんが、灯籠まつりのポスターについてでありますが、このポスターの絵の評判のよさはよく耳にします。もっと違うところでの利活用ができればと感じます。

先ほど引き合いに出しましたくまモンの利活用については、29種類のイラストを県内の業者さんを中心に多くの方々が利用しているということを聞きました。結果的には、熊本の産物のＰＲにつながり、熊本という固有名詞を消費者、それから他の地方の方、地方といいますか、方々によりしっかりと覚えてもらえるというようなことになると思います。このことにより、熊本の元気に大きく貢献しているように感じております。

山鹿でもこのような取り組みができれば、灯籠まつりのより一層のＰＲにもつな

がり、ひいては活性化という点でもよい影響を与えると考えます。

現在の使用状況、それから今後使用が可能となるためには、どのような手順が必要なのかお尋ねいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

２回目のご質問、認知症についてお答えをいたします。

まず、認知症の発症原因でございますが、認知症というのはさまざまな病気が原因で起こる脳障害の総称であり、原因となる病気は100以上あるそうでございます。その中で最も多い病気がアルツハイマー病で、認知症の方の約半数がこの病気が原因と言われております。アルツハイマー病がなぜ起こるのかは、まだ正しく解明されてはおらず、根本的に治す薬も開発されておりません。アルツハイマー病の次に多い脳血管性の認知症につきましては、脳の血管が詰まる脳梗塞などが主な原因と言われており、高血圧や高脂血症などの生活習慣病が根本の要因のようでございます。

山鹿市における認知症の方の数は、要介護認定調査の結果からの集計ではございますが、平成25年４月現在で、日常生活に何らかの支障を来す症状のある認知症の方が2239人でございます。これは、65歳以上の高齢者の12.8％に当たります。また、何らかの症状はあっても日常生活はほぼ自立できているレベルの方を加えますと3395人で、高齢者の19.4％となります。この数字は年々増加しております。また、認知症があっても介護保険の認定を受けておられない方もいらっしゃいますので、実際にはもっと多くなるものではと推測いたしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

**○商工観光部長（戸次　由夫君）**

おはようございます。

灯籠ポスターの利活用についてのご質問にお答えいたします。

灯籠まつりのポスターの原画につきましては、天草市出身で福岡市を拠点として活動されております鶴田　一郎氏に平成元年から制作をお願いし、今年で25作目となりました。灯籠まつり実行委員会では、制作していただいた原画をもとに、原画データをとりまして、灯籠まつりのポスターやリーフレットを作成し、ＰＲに活用

しております。この際、灯籠まつり実行委員会から鶴田　一郎事務所に原画の制作料及び使用料をお支払いしております。また、山鹿温泉観光協会では、毎年、原画データをもとに灯籠Ｔシャツ・ポロシャツ、ポスターを作成し販売を行っておりますが、観光協会におきましても、それらの制作費の一定割合を使用料として鶴田　一郎事務所に支払われている状況でございます。

このように、原画の所有権・著作権につきましては、鶴田　一郎事務所にございますので、原画データを無償で使用できるのは、市民課窓口の証明用紙など、原則、公共的な目的であり、鶴田　一郎事務所から使用承諾が得られた場合に限られております。その他の使用については、原則有料でございます。

ご質問の内容は、市民の皆様がだれでも無料で使用できるためにはというようなことだったかと思いますが、基本的に著作権などの権利を市が所有する必要がございますので、まずそれらの権利の譲渡についての鶴田　一郎氏の意向の確認を行いまして、その後、金額条件などの詳細についての協議が必要になってくると、そういうところでございます。

以上、答弁といたします。

**○11番（吉本　政幸君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

吉本君。

［11番　吉本　政幸君　登壇］

**○11番（吉本　政幸君）**

ただいまのポスターの絵に関しましては、それなりにいろいろと難しい部分もあるのかなというふうに感じた次第です。

くまモンの場合もイラスト使用の申請を出して、審議された後で認可がおりてくる、２週間か２カ月どちらかだったと思いますけれども、おりてくるというような話を聞きました。

実際、山鹿市の中でもポスターの絵をぜひ使わせていただきたいというような方もいらっしゃいます。チヨマツ、ポスター、両方とも山鹿という名前といいますか、地を覚えてもらうためにも、ぜひともそのようなことが実現できるように頑張っていただきたいというふうに思います。

認知症につきましては、介護認定を受けていない人もいるのではとのことでしたが、テレビの中でも介護サービスを拒否される例があると話されていたように思います。

今も言葉的には聞くこともありますけれども、ぴんぴんころりという言葉が出て

おったような気がします。介護を必要としないよう個人的にも考え、過ごすことの大切さを感じます。

高齢者の中でも認知症を防ぐために麻雀教室ですか、そのような開催とか、もちろんグランドゴルフ、それからラージ卓球、そのような取り組みをされている高齢者グループもいるというふうに聞いております。やはりどうしても発症すれば、本人はもちろん、家族等にも大きな負担が出てくるというふうに思います。場合によっては、前に決算書の文面の中にあったと思いますけど、認認介護といいますか、認知症の方が認知症の方を介護する、そのような状態も生まれてくるのではと考える次第です。病気も同様ですが、要介護にならないためにも、今申しましたように予防策が大変重要になってくると思います。現在、この予防的な取り組み、どのように行われているのかお尋ねします。

また、発症した場合の取り組みも重要です。他の自治体でも、いろいろな取り組みがなされていると聞きます。相談窓口はもちろんでございますけれども、宅配業者と連携して、特にひとり暮らし、高齢者など、いろいろ気づくことがあれば市へ連絡してもらって対応したり、徘回に対する地域の方々を巻き込んだ模擬訓練がなされているところもあると聞きます。

現在の山鹿市の対応についてお尋ねして質問を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

認知症の予防対策及び発症患者への対応策につきましてお答えをいたします。

認知症を発症しにくくするための生活上の予防策としましては、運動やバランスのとれた食事、対人交流、活発に脳を使うことが効果的であると言われております。現在行っている予防施策としましては、65歳からの介護予防教室や出前講座等での啓発や具体的な生活指導、脳活性化を目指した脳いきいき教室、地域サロンや介護予防拠点での対人交流や生きがい活動支援等を行っております。また、生活習慣病の予防や重症化防止のために、特定健診等を受診していただくことも重要でございます。

認知症を発症された方への支援策といたしまして、一つ目には、早期発見・早期支援体制づくりがございます。介護保険課内に設置しています地域包括支援センターに認知症専門の相談員を配置し、ご本人やご家族の不安にこたえ、早期から医療や介護サービスにつなげる体制をとっております。

二つ目には、適切なケアの提供です。認知症の方の特徴といたしまして、環境の

変化に適応することが難しいということがございます。そのため、できるだけなじみの人や住まいなどの環境を変えずに落ちつける状況をつくるということが、認知症の方にとりまして最も必要な適切ケアのあり方だと言われております。そういったケアを提供できる認知症グループホームや小規模多機能ホームなどの地域密着型サービス事業所の整備等を進めております。

三つ目には、地域のサポート体制づくりといたしまして、認知症サポーターの養成とともに、本市独自に認知症地域サポートリーダーを養成しております。サポートリーダーは現在459名の方がおられ、地域での啓発や見守り活動、徘回ＳＯＳネットワークの協力などの活動を行っていただいております。また、徘回される方への対応といたしまして、位置情報を把握できるＧＰＳ端末の貸し出し等も行っております。

四つ目には、権利擁護の体制整備です。社会福祉協議会に設置された成年後見センターと連携しながら、成年後見制度の活用推進やその相談対応を行っているところでございます。

今申し上げましたようなさまざまな施策を通して、認知症の方やそのご家族が安心して暮らし続けられる体制づくりを今後も目指してまいります。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、吉本君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時01分　開議

**○議長（藤原　弘君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、池田　誠一君の発言を許します。池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

**○12番（池田　誠一君）**

皆さん、こんにちは。

12番議員、池田　誠一でございます。

本日は、議長の特別な計らいで、中断しないようなご配慮をいただきましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

通告に従いまして、２点ほど質問させていただきますが、質問に入ります前に、資料の配付をさせていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思いま

すので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（藤原　弘君）**

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

職員に配付させます。

［資料配付］

**○12番（池田　誠一君）**

はい、ありがとうございました。

今回、２点ほどの一般質問を通告いたしております。一問一答にて、二つに分けて質問させていただきたいと思います。

まず、１点目でございますけども、地方自治体における地方分権及び地方主権の考え方についてということで通告をいたしております。

まず、この件につきまして、この制度、そしてまた政策ということに関しましてでございますが、市長の考え方をお伺いをしたいと思います。この地方自治体における地方分権とはどういうものか、地方主権とはどういうふうにお考えなのかを、まずもってお伺いをいたします。

**○議長（藤原　弘君）**

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

皆さん、おはようございます。

ただいまの池田議員の１点目のご質問にお答えいたします。

私は、地方分権とは政治や行政の権能の一部を中央政府や中央省庁から、地方政府や地方自治体へ移すことと理解をいたしております。つまり、権能ですので権限と能力を指し、権限は法令等の制定権や許認可権など、能力は財源、人材などの確保調整力だと考えております。また、分権という言葉のとおり、国と地方で権能を分けることを前提に、その線引きをめぐる駆け引きが、議論の中心になっていると思っております。

一方、池田議員のおっしゃる地方主権は、地方自治体が中央省庁にかわって行政の主導権を握り、この権限と能力を駆使して主体的に行財政運営を行うことを意味するものかと推察いたします。すなわち、政治や行政の権能、つまり統治の主導権を地方が持った状態のことを言われているものと考えております。

もとより、地方自治は団体自治と住民自治に二分されますが、山鹿市としては住民自治が進むようその支援を強化するとともに、基礎自治体として団体自治のレベ

ルアップを図ることが、今、そしてまたこれからの最重要課題だと思っております。

以上、答弁といたします。

**○12番（池田　誠一君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

**○12番（池田　誠一君）**

ただいま市長より、地方分権及び地方主権ということに関しまして、市長の思い、そしてまた考え方をお伺いをしたところでございます。

市長も先ほど言われましたように、地方分権というものは地方分権一括法が制定をされまして、今おもむろにそういった地方に対する権限、財源、その他人間等の権限を移譲しながら、効率的に国の制度を図っていこうというものであろうというふうに理解しております。

その点を踏まえまして、次の質問に入りますけども、今回、当市が計画をされております組織の改編についてでございますが、それぞれの旧鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央ということに、今、総合支所という形で昔の役場跡を利用しながら、そういった名称のもとに、今、自治の機能が果たされている部分もあろうかと思いますが、これを今回、市民センターという名称に変えながら、機能させようという考えを今回提案をされました。このことを思ったときに、国と地方自治体、すなわち国と山鹿市とするならば、あくまで今まで多くの議員さん、そしてまた自治体の首長さんである、そしてまた職員さんたちも、あわせてこの地方分権に対して、そのような権限を市に委託してくださいよ、多くの権限を譲渡してくださいよという思いを込めながら、活動してきたものというふうに思っております。

そう思ったときに、今回のこのやり方というものは、本当にその地方が目指す部分の中で、例えば山鹿市が国とする。そして、旧鹿北町であるとか菊鹿町であるとか鹿本町であるとか鹿央町であるとか、そういったところを今の自治体というふうに考えておきますと、今回のやり方は中央集権的な考え方をより強くしているように思えてなりません。このことは、合併の協議会の中でそういった方向性にいくということは、皆さんの中で認識済みだというふうに思っておりますが、私の中にはその当時からちょっとおかしい部分があるんじゃないかなというふうにも思っておりました。

その辺のところで、今回、先ほど市長が述べられましたそういった地方主権、地方分権といったものを行いますこの考え方と、今回、当市が打ち出しております市

民センターという感覚のもとは、どのように整合性がとれるのか。そしてまた、そこに市民の方たちの理解が得られるのか。その辺のところを２回目のお尋ねにしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

**○議長（藤原　弘君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

ただいまの池田　誠一議員の２回目の質問にお答えいたします。

中央集権型の政治・行政体制は、地理的条件や都市化の状況など考慮される点はあるものの、全国津々浦々まで画一的な制度運用と確実な政策実施が可能であることが、明治以降、近代国家形成の過程では大きなメリットとして説明されてきました。

しかし、地方には千差万別の事情があり、必ずしも画一的な制度運用によるメリットばかりではない実態が明らかになるとともに、国自体も多額の負債を抱え、地方へ配分する財源を十分に確保することができない状況になってきたこともご案内のとおりでございます。

そこで、国と地方の役割分担を明確にし、国が地方の自主的・主体的な取り組みを後押しするという趣旨で、地方分権改革、特に三位一体の改革が行われ、これ以降、国と地方のあり方を見直す動きが活発になってきたと思います。そうした流れの中で、いわゆる平成の大合併が推進されたところでございます。

地方分権が進みますと、先ほどご説明したとおり、分権の受け皿としての基礎自治体のレベルアップが必要になりますので、山鹿市としましても行財政基盤の強化、効率的な自治体運営ができるようにするために、合併という方法を選択したわけでございます。

総合支所の市民センター化が、この地方分権の構図と合致しないとのご指摘ですが、合併協議の中で合併10年をめどに総合支所方式から本庁方式へ移行すると取り決められていますので、これまでも総合支所の組織改編に取り組んできたところでございます。今回の改編は、その最終段階に当たるもので、各総合支所の整備が終了する時期とも符合しております。

本庁と市民センターとの関係は、国と地方との関係とは異なり、限られた人員と予算の中で優先順位をつけた施策展開により、市全体の一体的発展を図る必要がありますので、本市のような地方小都市では、むしろ本庁を中心とした統合型の組織体制のほうが、行財政運営上も効率的であると考えております。

以上、答弁といたします。

**○12番（池田　誠一君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

**○12番（池田　誠一君）**

ただいま、市長より懇切丁寧な答弁をいただいたわけでございますけども、まだピンとこない部分が私の中にはございます。と申しますのは、当市が、この前でございましたけども、市の教育センターが県のほうに移行されるという思いのときに、当時の教育長初め、市長ももちろんだったんですけども、ぜひとも残してほしいという要望を県に対してなされた記憶がございます。

そういった中において、今回、例えば鹿北市民の方たち、菊鹿市民の方たち、鹿北地域の方たちが、鹿央地域の方たちが同じように、「いや残してくださいよ」という要望を出されたとしたならば、同じような思いだと思うんです。その思いを、本当に今回のこのやり方というのは、整合性があるのかなと、いまだもってまだ納得できない部分が若干なりともあります。と申しますのは、本当にそれぞれの地域の中で、また都道府県の中でも一緒なんですけども、一極集中的な、今、自治体が物すごくふえております。周りがほとんど過疎化していく状況でもございます。市長もこの前、昨日の答弁でも過疎化に歯どめをかけるというふうにおっしゃっていただきました。この市民センター方式が、本当に過疎化に歯どめがかかるのか、逆にそういったのが進みはしないかという危惧も覚えた次第であります。

そういった思いの中で、本当にこういうことが地方分権、地方主権という考え方があるとするならば、それぞれの市に、それぞれの旧町に対してもそれぞれの権限、そしてまた対応を行ってもおかしくない状況じゃないかなというふうにも思う次第です。そしてまた、確かに行政が効率的に仕事していく、そして市民に対してサービスをしていく面においては、本庁方式のほうが物すごく効率的にもいいと思いますし、また財政的な部分を考えたら、当然そっちのほうが効率もあるし、財政も負担が少なくて済むというのは十二分にわかります。しかしながら、こういった方式というものは、行政が行政として行政のためにやっているような改革にしか思えないんです。本当に市民サイドに立った形での行政の方式とは、ちょっと私はまだ理解できない部分がありますので、その辺のところをどのように市民サービス、市民的な立場の中から、今回された理由、そしてまたわかるならお教えいただきたいと思います。

この件に関しましては、これで終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（藤原　弘君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

ただいまの池田議員の３回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

なかなか考え方がちょっとずれてですね、一つになりませんけれども。先ほど、県の教育事務所の廃止のときの話をされましたけれども、今、国と地方、県とこの自治体、市、この関係とですね、この山鹿市の中での本庁と総合支所、センター、これは全然、全く違うと思います。山鹿市の中は、これは一体ですけん。山鹿市の一つ一つです。鹿北も菊鹿も鹿本も鹿央も旧山鹿も一緒ですけん、一つの自治体。一つの自治体は一つに組織をして、より効率的・効果的、そして財政も組織も人事もやっていくんだと。これはもう、当初からの基本的な考えです。それが合併の大きな主眼のところだと思います。それをやってきた。だから200名の人員削減ができるんです。そして、かつ効率的な効果的な行財政運営ができる。これがなくてなら、それぞれに権限を持たせながらするなら元と同じです。旧１市４町でしたのと変わらん。それは全然合併でもなかし、効果は上がらんし、何のための合併かわからんです。一つになる。そして、この一つのところから全地域を管理していく、管理といいますか、一体的な発展を図っていく。よりそのほうが効率的であると。それと、先ほど住民自治と言いましたけども、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという、この主体制、それは絶対必要です。これは、その地域が、自分たちの地域は自分たちでつくっていくんだという思いの中で活動していく。その思いをしっかりと、この一つになった市行政が受けて支えていく。それが、国と市との関係と同じと思います。この山鹿市が自分たちで考えて、しっかりとあるべき姿を求めていく。それに国や県がしっかりと支えていく。そういった形が今求められていると、私は確信を持って今、取り組んでおるところでございます。

以上です。

**○12番（池田　誠一君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

**○12番（池田　誠一君）**

最後に市長のお言葉をいただいたわけでございます。市長の思いというのは、もう十二分に今、説明の中である程度は理解できました。けれども、私の考えはまた違う部分も若干ございますけども、この辺はもうこれで、先ほど申し上げましたように、再度の質問は控えさせていただきますが、また今回いろんな組織編成等も今度議案として提出されておりますが、この件につきましていろんなことも私、これに関しましてお伺いしたいというふうに思っておりましたけども、永田議員のほうでまた聞かれるというふうな予定をされているようでございますので、この件に関しましては、これで終わらせていただきたいというふうに思います。

続きまして２点目でございますけども、教育関係について２点ほど通告をいたしております。

それぞれに質問させていただきますが、まず１点目でございます。義務教育課程の中での学校教育の位置づけについてということで、通告をいたしております。この件に関しまして、今、学校サイド、現場サイドにおきましてですけども、いろんな先生方の思い、そしてまた苦労というものが如実にあらわれてきているのも事実であろうというふうに思っております。私も子どもがたまたま中学校でございますので、そういった意味で学校とのかかわり合い、そしてまた先生方とのかかわり合いというのも多く経験することがありますので、いろんなお話を伺っております。そういう中において、私が昔からちょっと思っていた部分もありますけども、子どもの教育に関してはよく言われております家庭教育であり、学校教育であり、地域社会におけるそれぞれの教育であると。この３本柱の中で子どもの教育は行われているというふうによく言われております。そういう中において、この小学校と中学校というのは、国が定めた義務教育課程でもございます。６年間と３年間、合わせて９年間の義務教育課程の中で、その学校教育とはどういうものであるのか。そしてまた、その先生たちの役割というのは、どういうものが先生たちの役割があるのかということを、まずもってお伺いをさせていただきます。

よろしくご答弁をお願いします。

**○議長（藤原　弘君）**

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

**○教育長（堀田　浩一郎君）**

おはようございます。

池田議員のご質問、義務教育の中での学校教育の位置づけについてお答えをいたします。

まずもって、議員が教職員の多忙感について心配をしていただいております。心

よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ご指摘のように、現在の学校が社会や地域、保護者からのさまざまな要求にこたえるために、本来やるべきことに集中できない状況があることは否定できません。家庭でやるべきことはきちんと家庭でやるべきだということで、改正教育基本法の中に家庭の役割が新設されました。また、熊本県教育委員会も家庭教育支援条例を設けて、家庭の果たす役割についてその必要性を強く訴えております。しかしながら、厳しい環境の家庭があるのも現実でございます。そのような家庭環境の子どもたちは、学校で救ってあげなくてはならないと私は考えております。私の教育信条「我が子と思って教育をせよ」は、そこから生まれてきたものでございます。

山鹿市では、教職員が少しでも本務に集中できる環境を整えるために、夢プロジェクトの中で校務の改革を進めております。校務改革により、子どもと十分に触れ合う時間を生み出し、学校の課題解決、例えばいじめ、不登校や学力の充実向上、心の教育のために使おうというものでございます。この取り組みは、県下のみならず全国から注目を今浴びております。学校や行政のみならず議員の方々も含めて、本年度４月から現在まで約20件、250名近くの人が視察に訪れております。12月以降も山鹿の教育を学びたいと、たくさんの要請がまいっております。

また、地域の教育力を学校の中に取り込むことによって、少しでも教職員の多忙感を解消することも進めております。学校の中に地域の方が来られることで、子どもたちの顔や名前を覚えていただき、地域で出会ったときに声をかけたり、注意をしたりすることが容易になることもねらっております。

菊鹿中学校は、山鹿市で初めてのコミュニティースクールの指定を受け、この実践を現在進めております。菊鹿中の成果を市内全域にも広げていき、このことを通して、家庭の役割などについてもきちんと認識してもらうように啓発をしていく所存でございます。

以上で、ご答弁を申し上げます。

**○12番（池田　誠一君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

**○12番（池田　誠一君）**

今、教育長から、先生方の思い、そしてまた立場、学校教育の位置づけということでご説明をいただいたわけでございますが、今、先生方が本当に山鹿中、当時、若干不登校の生徒・児童がいたという報告を受けておりましたけども、ここ近年、

そういった生徒・児童が物すごく少なくなってきております。ゼロとは申しませんが、本当に少なくなってきているということを実感いたしております。それはなぜか。今、先ほど教育長がおっしゃったように、先生方が朝、子どもを本当は保護者が送り出し、「いってらっしゃい」と言って学校に送り出すのが通常の家庭であろうというふうに思いますけども、今、さまざまな家庭環境があるというふうに教育長もおっしゃいましたけども、そういった送り出すことができない家庭が本当にふえつつある。そういう中で、先生が朝早く子どもの家に行き、学校まで連れてきて登校させる。そのことが、多くの先生方がそういった態度を、立場をとっておられます。本当に大変だろうと思います。まして、自分の子どももそういった学校に通学するようなお子様をお持ちの先生方も多くいらっしゃるかと思います。そういう中において、全く違う他人のお子さんであるにもかかわらず、そういったことをして登校させていく。そのことによって、本当にこの当市の学校の子どもたちが不登校になり得る可能性がある子を救っていただいているということに関しましても、本当に感謝をいたしているところでございます。

そういう中で、本当に今、いろんなさまざまな、先ほど申し上げましたように、家庭環境がある中で、次に言います悪い言葉もあります。モンスターペアレンツという、これも一度、私も一般質問させていただいたわけでございますけども、全く関係のない理不尽なことを学校側に持っていき、そして解決させようとする、本当に常識では考えられないようなことをする保護者も中には出てきます。そういった中において、そういった保護者を本当に怒らせない、そしてまた一番に考えていらっしゃるのは子どもたちのことということで、頭が下がる思いですので、私はこれから先、まだ今、子どもが中学２年生ですので、中学校、高校、上がると思いますけども、その中においても、ぜひとも保護者に対してもそういった保護者教育というものをぜひとも私自身もしていきたいというふうにも思いますし、子どもたちにとって先生というものは本当にすばらしいものだよということも教えていきたいなというふうにも思っております。これからも教育長、そういった方針の中で、先生たちのご指導をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

○議長（藤原　弘君）

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

**○12番（池田　誠一君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

**○12番（池田　誠一君）**

**○議長（藤原　弘君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

**○市長（中嶋　憲正君）**

―――――――

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

14番議員の永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、質疑を１点、高齢者福祉総務費の管理経費について、一般質問を３点、学校規模適正化事業について、特別支援学校の誘致について、山鹿市組織改編についてをお伺いをしていきたいと思います。一問一答でお願いを申し上げます。

まず、質疑であります。

議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、ページ12、（目）高齢者福祉総務費、（節）負担金補助金及び交付金に573万3000円の補正予算が計上されています。この内容について、お伺いをしたいと思います。

**○議長（藤原　弘君）**

これより執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

永田議員のご質疑にお答えをいたします。

今回の補正予算は、平成21年４月に、社会福祉法人山鹿むつみ福祉会へ譲渡した養護老人ホーム福寿荘、清楽園、寿楽荘のうち、清楽園と寿楽荘の２園についてのアスベスト除去費用でございます。山鹿市と社会福祉法人山鹿むつみ福祉会で取り交わしました売買契約書に、瑕疵担保に関する条項があります。この瑕疵担保に基づき、除去費用を負担するものであります。

なお、福寿荘に関しましては、９月議会において補正予算をご議決いただき、除去まで完了しているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

単純な疑問であります。養護老人ホーム、平成21年４月に譲渡したと、瑕疵担保の条項の中で570万円を使うということであります。４年もたっているのに、わざわざ市が持っていって金出してまで修理ばしてやらにゃんかということが一つ。

もう一つは、瑕疵担保というのがどういう内容であるかというのを教えていただきたい。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

２回目のご質疑にお答えをいたします。

まず瑕疵担保について、説明させていただきます。

売買の対象物に隠れた瑕疵、外部から容易に発見できない欠陥がある場合、売り主が買い主に対してその責任を負うことを瑕疵担保責任と申し上げます。隠れた瑕疵があった場合、買い主は売り主に対して契約解除や損害賠償の請求を主張することができます。なお、契約解除や損害賠償の請求ができるのは、買い主が契約の際に瑕疵の存在を知らなかった場合で、かつ知らなかったことについて買い主に落ち度がない場合となっております。

今回の事案につきましては、市及び山鹿むつみ福祉会ともに、各施設におけるアスベストの存在を認識しないまま売買したことによる瑕疵担保が生じたものでございます。本来、譲渡する前にアスベストの含有検査及び除去を済ませておくべきものであり、市に瑕疵があったということで除去費用を負担するものでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

今、瑕疵担保の説明がありました。中身がようわからんけん、私もいろいろ引っ張り出してみました。

いろんな辞書とか何とかには、瑕疵担保という表現はありません。ただ、不動産の売買の契約に対する内容として、瑕疵担保というのがあるということであります。結局、不動産売買に関しての瑕疵担保でありまして、今のような話が発生します。

それで、契約書をちょっと見せていただきました。第２条にこれ１億2300万円で売却しています。その中に、建物と工作物については無償ですという内容が入っています。結局、建物はただでやっているわけですから、それでも瑕疵担保が発生するか。そこら辺を教えていただきたい。

**○議長（藤原　弘君）**

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

**○市民福祉部長（有働　博君）**

３回目のご質疑にお答えをいたします。

平成20年当時の譲渡契約は、内訳としまして建物についてゼロ円といたしておりますが、引き続き養護老人ホームとしての用途を指定し、土地と建物を含めた一体的なものとして契約した有償譲渡であります。したがいまして、瑕疵担保責任は生じることになります。また、譲渡前の状態としては、市が建設し、所有していたという事実の中で、予想していなかったアスベストの存在が見つかったものであります。このことは、そのような物件を引き渡してしまった、特に市が売り主であるような場合は、信義則上の観点から道義的責任があると判断したものでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

中身まで突っ込んで質疑をする気はなかったんですけども、契約書等を見ながら、少し我々の勉強不足かなと思いますが、契約書の写しを見せていただきました。売買契約書です。これには、仮契約書を締結すると、仮契約書ですよ。締結すると文言が最初に入ります。ということは、これ、原本を見ていないからわかりませんけど、私が持っているコピーは仮契約書から走った。だから、最後に議会の決議を得る必要があって、それを決議をもらった場合は、これが本契約書にかわるという文言が入っております。文言が入っておる。確かに、平成20年の12月議会に諮られています。契約書の内容のどれくらいを諮ったつかなという疑問を持ちました。

議案第100号です。財産の処分について１億2000万円で処分しますと。相手側は山鹿市むつみ福祉会でありますと。しかし、売却とか、その売買契約とか、そういう文言は一切入っていません。そして、議案第101号では、財産の譲渡についてはゼロ円ですと、わざわざ別個で審議をして可決をいただいておる。これを可決として、今のこの契約書は本契約書に移行されている。

これは私の希望ですが、こういう添付をするならば、いつごろ、どういう議会に諮ってやったというのを添付して、わかりやすいようにしておかにゃいかんとかな

という疑問を持ちましたし、そこら辺を今後の課題として、我々も少し勉強していきたいと思いますけども、行政の契約書の中で、同じ契約書で仮契約書と本契約書が存在するというのが初めてわかりました。そこら辺をまた、勉強していきたいと思います。

質疑については、これで終わりたいと思います。

続きまして、一般質問を３点行います。

まず、１点目です。学校規模適正化事業についてお伺いをします。

６月議会でも進捗状況のお伺いをしました。いろんな問題点は、あちこちから話を聞くんですけども、ただ７月に新しい規模適正化委員会委員のメンバーがかわりますというお話でありました。平成24年度に１回も審議会を開いていなかったというのが、６月議会の皆さん方の答弁でありました。９月でもう１回お尋ねをしました。７月にはメンバーがかわっているにもかかわらず、３カ月間の間に１回もやられていないという現実であります。執行部として怠慢じゃないですかというお話をしました。今度は、新しくできたメンバーでそれからもう３カ月経過しています。審議会もあっていると思いますし、今の進捗状況をお尋ねをしたい。本来であれば、ここで部長と教育長おいでになっていますけど、この間、全員協議会で中学校の報告がありました。あのとき少しでも報告があればこういう質問をせんでもよかったんですけども、そこら辺の配慮もひっくるめて、ご答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（藤原　弘君）**

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

**○教育部長（木村　厚男君）**

永田議員の一般質問の１点目、学校規模適正化事業の進捗状況についてお答えをいたします。

現在取り組んでおります第１次計画のうち、菊鹿地区３小学校の統合は平成28年４月の開校に向けまして、統合小学校の新たな校章、校歌、標準服の導入等につきまして、統合準備委員会で具体的な検討を進めておるところでございます。

また、施設整備につきましても、校舎の基本設計を現在行っているところでございます。

次に、米野岳中学校区４小学校の統合につきましては、小中学校のＰＴＡ役員を中心とした統合検討委員会を組織をいたしまして、より早い学校再編に向けて協議を進めているところでございます。

また、鹿本地区３小学校につきましては、ＰＴＡ役員に統合の必要性等について順次説明を行っているところでございます。

平小城小と三岳小学校の再編につきましては、将来の児童数の推移見込みから、計画内容の検証を進めているところでございます。

さらに、平成27年度から実施予定の第２次計画を策定するに当たって、現在までの事業進捗や将来にわたる児童生徒数の推移を踏まえ、第２次計画の素案を山鹿市立小中学校規模適正化等協議会に提案をいたしまして、第１次計画内容の一部見直しや中学校の再編等につきまして、ご意見を賜りながら協議を重ねているところでございます。

議員ご指摘の全員協議会等にまだご報告がないというようなことでございましたけれども、現在、協議会を重ねているところでございますので、協議会あたりのご意見等を十分お伺いしながら、節目節目には議員さん方にもご報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上、ご答弁申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

審議会も重ねておられるようでありますし、機会あるごとに、やっぱり経過報告というのは十二分にやっていただいたがいいのかなという気がします。

２回目の質問を行います。

米野岳中校区、それから鹿本地区の統合等についても、随時検討がなされているということでありますし、平小城小学校、三岳小学校についても、平成27年度、第２次計画の中で進めていくというような形であります。

第１次計画でいまだに着手されていない部門があります。今後の取り組みをどのようにやっていきたいと思われているのか、そこら辺を少しお尋ねをしたいと思います。

**○議長（藤原　弘君）**

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

**○教育部長（木村　厚男君）**

永田議員の学校規模適正化事業の今後の取組方針につきましてお答えをいたします。

現在、平成27年度から予定する第２次計画の作成に当たっては、第１次計画に引

き続き、複式学級の早期解消を図ること、学校と地域の一体的連携を推進するため地域コミュニティーを尊重した枠組みを考慮すること、統合校となる施設について児童数の推移や財政状況等を考慮し、これまで同様、既存校の敷地や施設などを、より有効にかつ効果的に活用を図ること、遠距離対策を講じることなどを基本として、早期の統合を進めたいというふうに思っているところでございます。

今後においても、山鹿市の教育目標である「限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成」を目指すため、児童生徒がよい意味での競争意識を持ち、切磋琢磨できる教育環境を整える必要がありますので、将来にわたる児童生徒数の推移を踏まえ、山鹿市立小中学校規模適正化等協議会のご意見を賜りながら、総合的に検討を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

学校再編並びに統合というのは、山鹿市に住んでいる子どもたち、小学生、中学生が同じ環境で同じような学習ができるというのをつくるのが大事だと思います。なるべく早めに、特に予算の絡みもあります。早くできたところ、遅くできたところいろいろあると思いますけど、十二分に現地とお話をして、特に審議会もありますから、その辺のご助言をいただきながら進んでいただきたいなという気がいたします。

２点目の質問をします。

特別支援学校の誘致について、お伺いをします。

当初、15年ぐらいになりますけども、鹿本地区に１校もないと、一生懸命いろんな議員さん、我々も質問を何回もしてきましたけども実現がしませんでした。

堀田教育長、先日、全員協議会で報告がありました。新聞にも載っておりましたけども、平成26年４月１日から支援学校の高等部、菊池の分校ということでありますけども、定員10名で開設ができるという報告がありました。非常にご苦労とご努力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ただ、その中で少し心配したところがあります。一つは、支援学校高等部、山鹿市で対象となる知的障害の子どもたち、３年生になると思いますけれども、この人たちが全部高等部に進学するとかなと。その辺の把握しておられるかどうかわかり

ませんけども、例えば授産施設なり、高等部に行かんで頑張っていくという人もおられます。それからもう一つは、もう12月です。この発表が出たのが11月だったと思います。恐らく対象者の子どもさんたちは、もう進路決めているだろう。それをこっちに持ってきて、できるのかなというその辺の対応はしておるとかな。ということは、極端に言えば10名とって持ってきたけども、定員に満たないんじゃなかろうかというような心配をちょっとしております。そこら辺の戦略等もちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、小中学校の誘致については、先日、部長がお話をされましたけども、学校再編の済んだ廃校を使ってやりたいという表現でありますけども、設置条件を整えて、それまで待っておればじゃなくて、次の段階のステップを早めにやっていただきたいなと思います。

以上、質問を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

**○教育長（堀田　浩一郎君）**

特別支援学校の誘致について、永田議員の２点目のご質問にお答えをしたいと思います。

菊池支援学校高等部の山鹿分教室が４月から開校することになりました。高等部ですので、当然、入学試験が行われます。本年度の山鹿分教室の定員は10名であります。せっかく開校するのですから、地元の生徒は全員受験し、そして全員合格してほしいと思っているところでございますが、山鹿分教室を受験する生徒は今のところ数名だと聞いております。それには二つの理由が考えられます。

一つは、山鹿分教室の開校が知らされたのが11月に入っていたということでございます。まだ進路変更は可能な時期ではありますけれども、既に中学校では進路相談に入っております。各生徒は、進路をほぼ決定し始めております。地元の山鹿分教室に大きな魅力を感じながらも、この時期の進路変更をちゅうちょしている生徒がいると思われます。

もう一つは、卒業後の進路に対しての不安もあります。障害を持つ子どもの保護者の皆さんは、子どもが自立して働くというところまで見通して進路を決定されます。本校の菊池支援学校は、就職や進学についての実績があり、当然、山鹿分教室の生徒の卒業後の進路も同じ窓口で行うのですけれども、新しくできたばかりの分教室の３年後の就職先に若干の不安を持ち、これまでの実績を持っている本校や他の支援学校に進学させたいというのは、理解できる親心であると思っております。

二つの不安を解消するために、山鹿分教室のことをさらに広く周知していくことと、山鹿分教室を卒業した生徒を働き手として受け入れる企業や会社、商店を地元山鹿市でふやしていくことが重要だと考えております。そのために関係者と協力しながら、卒業生の進路先についてお願いしていく所存でございますが、議員各位におかれましてもご理解いただくとともに、ご支援を賜ればと思っております。

また、残された小中学校の件でございますけれども、これまで学校の再編後の跡地利用とあわせて考えておりましたが、議員ご指摘のように、適当な場所があれば学校跡地にこだわらない考えもあることを県のほうにも伝え、協議してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

教育長、大変だと思いますけども、しっかりお願いをしたいと思いますし、我々もしっかと山鹿に誘致していただいたので、山鹿市の子がたくさん行って、山鹿市で就職して頑張ってもらうことを期待したいなと思います。

これは僕の気持ちですが、高等部は通学です。だから、極端に言えば交通の便のいいところを設定していくというのが条件だろうと思います。ところが、小学校、中学校というのは、送り迎え、スクールバスがほとんど主力なんですね。そうしますと、位置の決定、極端に言えば岳間でも岩野でも、今空いている校舎がいっぱいあるわけですね。そこら辺を踏まえて、候補地をしながら、シミュレーションをつくりながらでも、積極的に仕掛けていただきたいなと。そして、市行政としてやらにゃいかんことがあるなら、県にばかりおんぶされるんじゃなくて、やっぱそこら辺も市長部局と話をしながらやっていただきたいなという気がいたします。

３点目の質問をしたいと思います。

組織改編についてでございます。池田　誠一議員が少し残していただきましたので、あの残りを質問させていただきたいと思います。

９月議会の一般質問の中で、山鹿市の将来ビジョン、市長の３本柱、人をつくる、経済をつくる、人口減少に歯どめをかける、その３本柱に沿って、各部長さん方が将来のビジョン、どういう考え方を持っておられますかとお尋ねをしました。特に総務の場合は、新庁舎にかけての組織再編の話もされました。それぞれの部長さん

方、本来であれば、そのときに質問したかったんですけども、一つずつお尋ねをしていきたい。

今回は、総務部長さんにお尋ねをしたいと思います。

総務部につきましては、「管理部門である。組織を効率よく機能させる。将来世代に負担を残さない財政経営に努めること。そして各部門間の調整を指導していくという統括的な役割を担うセクションです。」と言われています。

「人口減少等、厳しい財政事情をもたらす市政運営への影響を長期的に予想した上で、簡素で効率的かつ持続可能な組織と将来の市民が安定した生活を送ることができる状況をつくり出すにはどうすべきかが基本課題であります。」というお話になっております。特に今回、新庁舎に向けての部設置条例が提案されました。職員定数条例の見直しも一緒に提案されております。この組織改革の、全協でもご説明ありましたけれども、改めて考え方なり方針なりをお尋ねをしたいと思います。

**○議長（藤原　弘君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

**○総務部長（本多　隆文君）**

永田議員の一般質問の３点目、山鹿市組織改編についてお答えをいたします。

まず、今回の組織改編の方針等につきましてお答えをいたします。本市におきましては、平成17年の合併以降、少子高齢化の進展等社会情勢の変化や市民ニーズの多様化・高度化に伴うさまざまな行政課題や権限移譲等による新たな事務事業に対応できる体制を確保するため、必要な組織の見直しを行ってきました。

また、一方では、職員数につきまして、先ほどもご答弁を申し上げましたが、平成17年度から平成22年度までの第１次定員適正化計画及び平成22年度から平成27年度までの第２次定員適正化計画の確実な実施により、平成17年４月の普通会計職員670名を平成25年４月に505名と165名の削減を図ってきたところであります。これらの結果、それぞれの組織が少人数化し、組織としての機動力の低下、市民サービスの低下が危惧されるような状況となってまいりました。

このような状況の中、今回、新庁舎の建設にあわせまして、より効率的で効果的な組織体制を構築するため、組織改編を行うものです。また、その改編の基本方針といたしましては、第２次行政改革大綱による時代の変化に即応した組織機構の構築としまして、一つ目は、市民にわかりやすい組織、二つ目は、連携の強化、迅速な意思決定ができる組織、そして三つ目は、定員管理の適正化と効率的・効果的な組織体制の整備を目指すこととしております。

今回の組織改編は、新庁舎建設にあわせた全庁的かつ大規模なものであり、市民

生活への影響も大きいものとなりますので、平成22年に副市長を委員長とし、各部長、その他各課長を委員としました山鹿市組織等検討委員会を組織し、これまで３年以上の期間にわたり、慎重に検討を重ねてきたところでございます。また、この間、検討委員会の下部組織としての専門部会等におきましても、組織改編に向けた課題の洗い出しや整理のための協議を行ってまいりました。

このように、全庁的な議論を経まして、今回、新組織案として取りまとめを行ったところでございます。

なお、この後につきましては、各課・係の事務分掌などの詳細につきましては、さらに十分検討をしていくこととしております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

将来のビジョンの中での一つ、総務部のほうの一番新しい、一番当初始めるという組織改編の話を伺いました。

３年も４年もかかって、しっかり詰めたということでありますから、立派に組織ができていくだろうという理解をします。

一つだけちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

教育委員会に子ども課を設置します。子育て支援課の業務を、全部行くかどうか知りませんけれども、今まで幼保一元化、なかなかできませんでした。なぜならば、保育園は厚労省管轄、幼稚園は文科省管轄ということでありました。今回、教育委員会に子ども課を持っていったときに、福祉行政と教育行政とのすり合わせ、どういう形で整理していかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（藤原　弘君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

**○総務部長（本多　隆文君）**

今回の組織改編におきましては、現在、市民福祉部において担当しております保育に関すること及び子育て支援に関することにつきまして、教育部に移管することとしています。これによりまして、保育園・幼稚園を一元的に所管する組織を新たに設け、このことで保護者の方の幼児教育、保育施設の選定の利便性が高まるとと

もに、施設間の交流、情報共有が進むことにより、各施設の教育、保育の質の向上につながることになります。また、保育園、幼稚園と小学校が、同じ教育委員会で所管されることで、幼保小のより一層の連携により、就学前児童の小学校入学への円滑な接続が図られることとなります。さらには、平成27年度に完全施行されます子ども・子育て支援新制度において、幼稚園、保育園、認定子ども園といった保育教育サービスの一元的な給付が予定されており、その準備に向けた体制づくりを、より効率的に行っていくことが可能であると考えます。

また一方で、ひとり親家庭への支援やＤＶ・児童虐待への対応といった業務については、福祉部門で所管し、婦人相談業務等と連携することで、より一層の緊密かつ迅速な支援に努めるとともに、今回の事務移管が教育部の過重な負担となりませんよう児童手当や子ども医療の給付に関する事務等につきましても、申請者の利便性の維持についても考慮し、引き続き福祉部門で行っていくこととしております。これによりまして、教育委員会と福祉部門が、これまで以上に連携して業務に取り組み、子育て支援体制や就学前教育のさらなる充実を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁といたします。

**○14番（永田　紘二君）**

議長。

**○議長（藤原　弘君）**

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

**○14番（永田　紘二君）**

今から組織再編、具体的に進めていく中で大変だと思います。しっかり頑張ってもらいたいなと思います。

ただ、私がちょっとだけ心配するのは、教育委員会に部署が一つふえた。僕は逆で、教育委員会を市長部局に少し振らにゃいかんなという感覚を持っていたほうなんです。学校再編、日本一学校づくり、今あっている支援学校の問題、今ですら手が回っていないような状態だと僕は理解をします。教育委員会はしっかとこの辺を踏まえて、業務に徹していただきたいなという思いを込めて、一般質問を終わります。

お世話になりました。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、永田君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これに

て、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第101号から議案第103号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの３案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号から議案第103号までの３案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

**日程第２　委員会付託**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第２、委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第101号から議案第103号を除く全案件を、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

**散　会**

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これに散会いたします。

午後１時37分　散会

～～～

１２月２０日(金曜日)

# 平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

## 議　事　日　程（第４号）

平成25年12月20日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第86号　専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））
議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例
議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））
議案第101号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第102号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第103号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
陳情第３号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
（委員長報告）
討　　論
採　　決

○

**本日の会議に付した事件**

第１　議案第86号　専決処分の承認を求めることについて
（平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））
議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例
議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例
議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例
議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例
議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））
議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第103号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
陳情第３号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例
意見書案第４号　新たな農業政策に関する意見書

○

**出席議員（19名）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 服 | 部 | 香 | 代 | 君 |
| ２番 | 冨 | 田 | 弘 | 海 | 君 |
| ３番 | 永 | 田 | | 健 | 君 |
| ４番 | 稲 | 葉 | | 昇 | 君 |
| ５番 | 冨 | 丸 | 洋一郎 | | 君 |
| ６番 | 藤 | 本 | 峰 | 秀 | 君 |
| ７番 | 北 | 原 | 昭 | 三 | 君 |
| ８番 | 芹 | 川 | 正 | 美 | 君 |
| ９番 | 藤 | 原 | | 豊 | 君 |

10番　平井邦廣君
11番　吉本政幸君
12番　池田誠一君
13番　堀　茂幸君
14番　永田紘二君
15番　横手啓介君
16番　藤原　弘君
17番　太田黒鐵郎君
18番　丸山寛治君
19番　寺崎勇児君

○

欠席議員（１名）

20番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 有働　博君 |
| 農林部長 | 栃原栄一君 |
| 商工観光部長 | 戸次由夫君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 幸村英星君 |
| 山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 木村厚男君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 米加田純正君 |
| 総務部次長兼秘書課長 | 早田弘隆君 |
| 市民福祉部次長 | 坂梨真樹君 |
| 山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長 | 飯田啓詩君 |
| 建設部次長 | 原　弘文君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |

| | |
|---|---|
| 人権啓発課長 | 古家忠興君 |
| 農林企画課長 | 吉里明弘君 |
| 農林振興課長 | 才田豊昭君 |
| 商工課長 | 冨田龍也君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 農業委員会事務局長 | 西田博之君 |

○

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 首席審議員兼議会事務局長 | 奥村正文君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 小山天君 |
| 書記 | 高木善彦君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（藤原　弘君）**

これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

池田　誠一君から、去る12月12日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不穏当な発言であることの理由により、一般質問の（２）、教育行政についての②、部活動における全国大会出場等に対する市の対応についてに関する発言の全部を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、池田　誠一君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

○

**日程第１**

**議案第86号～議案第103号、陳情第３号**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第86号から議案が第100号、陳情第３号及び議案第101号から議案第103号の全案件を議題といたします。

○

**議案第86号　専決処分の承認を求めることについて**
**（平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号））**

**議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例**

**議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例**

**議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例**

**議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例**

**議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例**

**議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例**

**議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例**

**議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）**

議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））
議案第101号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第102号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第103号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
陳情第３号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

○

○議長（藤原　弘君）

各委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案５件についてご報告いたします。

去る12月13日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、林道三楠竹の谷線、方保田第２水源地及び米田東部農業集落排水処理施設（仮称）の現地調査を行いました。

現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開し、最初に建設部、環境部所管の議案を、その後、農林部、商工観光部所管の議案を慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第95号　山鹿市分担金徴収条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号　山鹿市営住宅条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

**○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）**

おはようございます。

福祉厚生常任委員会の12月定例会の委員会審査についてご報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は議案４件であります。

去る12月16日、午前10時より本庁３階第１会議室におきまして、委員１名欠席の中、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

開会後、議案審査に入ります前に現地調査を行いました。就労継続支援Ａ型施設「ライフワークサポート株式会社」、次に、新しく建設されました山鹿中央保育園、災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業による備品の確認や事業概要の確認を行うために「特別養護老人ホームチブサン荘」の現地調査を行いました。

現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いました。その結果についてご報告を申し上げます。

議案第93号　山鹿市立保育園条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号　山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第98号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

**○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）**

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案８件、陳情１件であります。

去る12月17日、午前10時から本庁３階会議室におきまして、委員全員出席、執行

部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。

調査事項は、菊鹿中学校における「コミュニティー・スクール（学校運営協議会制度)」及び、国土交通省・九州地方整備局「菊池川河川事務所」における菊池川水系の防災体制として、調査を行いました。

まず、最初の視察先、菊鹿中学校では、平成24年、平成25年度に、文部科学省からの委託事業として、これまで取り組まれてきたコミュニティー・スクール事業について調査をいたしました。

まず、阿蘇品校長から学校運営協議会の役割や２年間の歩み、制度導入後の成果並びに今後の方向性などについて説明を受け、これからの本市における開かれた学校づくりを進める上で、先頭に立つ学校の取り組みとしては、大変期待できるものでありました。

また、当日は菊鹿中学校学校運営協議会の木村会長を初め、２名の運営委員の方々にも出席をいただき、地域と学校のつながりや協働実践等についても話を聞くことができ、今後の学校と地域のあり方を考えていく上で大変参考となりました。

次に、菊池川水系の防災体制を調査項目とし、国土交通省・九州地方整備局「菊池川河川事務所」を訪問いたしました。

冒頭、森田所長のあいさつの後、調査課より河川の管理状況や洪水対策等について、詳しく説明を受けました。その後、山鹿市街部の水位低下対策として、現在、菊池川の河道掘削工事が進められている鍋田、西牧、小原地区の工事現場を視察し、調査を終えました。

現地調査後、午後１時30分から委員会を再開し、始めに教育部所管の議案を、その後、総務部所管の議案を慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

議案第86号　専決処分の承認を求めることについて（平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第３号))。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号　山鹿市職員定数条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号　山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号　山鹿市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第３号　国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書。趣旨採択すべきものと不採択すべきものとの意見があり、挙手採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第86号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第87号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号から議案第92号までの５案件を一括採決いたします。議案第88号から議案第92号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第93号から議案第96号までの４案件を一括採決いたします。議案第93号から議案第96号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号から議案第99号までの２案件を一括採決いたします。議案第98号から議案第99号までの２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第100号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第101号　固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第102号　固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとお

り同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第103号　固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第３号に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

**○議長（藤原　弘君）**

起立多数であります。よって、本案は趣旨採択することに決しました。

ただいま、議員提出議案１件、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

**○議長（藤原　弘君）**

お諮りいたします。

この際、議員提出議案１件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案１件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

**日程追加**

**日程第２　議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例**

**意見書案第４号　　新たな農業政策に関する意見書**

**○議長（藤原　弘君）**

日程第２、直ちに一括議題といたします。

議員提出議案第２号について、提案理由の説明を求めます。提出者、藤原　豊君。

［９番　藤原　豊君　登壇］

**○９番（藤原　豊君）**

議員提出議案第２号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議案第87号　山鹿市部設置条例及び山鹿市支所設置条例の一部を改正する条例の可決により、常任委員会の所管事項を変更するため、山鹿市議会委員会条例の一部を改正する必要があり提案するものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年４月１日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

**○議長（藤原　弘君）**

次に、意見書案１件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第４号

平成25年12月20日提出

新たな農業政策に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　藤　原　　豊

賛成者

山鹿市議会議員　横　手　啓　介

山鹿市議会議員　寺　崎　勇　児

山鹿市議会議員　太田黒　鐵　郎

山鹿市議会議員　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　永　田　　健

山鹿市議会議長　藤　原　　弘　様

我が国の農業は、生産者の減少と高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の構造的な問題に加え、食料自給率も先進国の中で最低の水準となるなど、課題が山積している。

ＴＰＰ協定交渉については、今後の経済成長の実現に向け、アジア太平洋地域の経済成長を取り込めると考えられているが、その一方、我が国の農林水産業や地域経済に深

刻な打撃を与えるとの懸念もある。

このような中、「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指した施策が示されているが、このプランでは現場での速やかな農業政策の展開に不安が残るものと考える。

ついては、今後、現場の潜在能力を引き出し、その活性化を図るとともに、農業の多面的機能を十分に発揮するため、下記事項について、万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　ＴＰＰ協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

2　ＴＰＰ協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持を初め、医療・社会福祉、政府調達等各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

3　経営所得安定対策の平成26年度以降のあり方については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域特性や実情を反映した上で、農業者及び自治体の意見を十分尊重するとともに、わかりやすい制度とし、その詳細を早急に明らかにし、農業者等が安心して取り組むことができるよう、予算の所要額を確保するとともに制度の法制化を図り、小規模農家に対しても十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月20日

熊本県山鹿市議会

衆　議　院　議　長　伊吹　文明　様
参　議　院　議　長　山崎　正昭　様
内 閣 総 理 大 臣　安倍　晋三　様

| | |
|---|---|
| 外　務　大　臣 | 岸田　文雄　様 |
| 農林水産大臣 | 林　　芳正　様 |
| 経済産業大臣 | 茂木　敏充　様 |
| 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） | 甘利　　明　様 |
| 厚生労働大臣 | 田村　憲久　様 |

**○議長（藤原　弘君）**

意見書案第４号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、藤原　豊君、ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時27分　休憩

○

午前10時37分　開議

**○議長（藤原　弘君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議員提出議案第２号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第４号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（藤原　弘君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**閉　会**

**○議長（藤原　弘君）**

これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成25年（第５回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前10時39分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**藤　原　　弘**

山鹿市議会議員　**平　井　邦　廣**

山鹿市議会議員　**藤　原　　豊**